

令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

(社会福祉推進事業分)

地域共生社会の実現に向けた
隣保館の在り方に関する調査研究事業
報告書

令和8（2026）年3月

NTT DATA

株式会社NTTデータ経営研究所

目次

第1章 調査研究の概要	3
1. 背景・目的	3
(1) 背景	3
(2) 目的	3
2. 調査内容	3
(1) 全体構成	3
(2) 実施スケジュール	4
3. 実施体制	4
第2章 文献調査	7
1. 調査設計	7
(1) 目的	7
(2) 調査対象	7
(3) 実施方法	7
2. 実施結果	11
(1) 隣保事業の全体像の整理	11
(2) 事例調査につながる好事例の抽出	12
第3章 事例調査	14
1. 調査設計	14
(1) 目的	14
(2) 調査対象	14
(3) 調査内容	14
(4) 実施方法	16
2. 実施結果	16
(1) 菊川市立協和会館（静岡県菊川市）	17
(2) 総持寺いのち・愛・ゆめセンター（大阪府茨木市）	21
(3) ゆう・ゆうプラザ（人権文化センター）（大阪府和泉市）	27
(4) たつの市立総合隣保館（兵庫県たつの市）	33
(5) 落合人権・福祉センター（岡山県真庭市）	37
(6) 鳥取市中央人権福祉センター（鳥取県鳥取市）	42
(7) 松江市立菅田会館（島根県松江市）	50
(8) 高松市田村文化センター（香川県高松市）	55
(9) うちこ福祉館（愛媛県喜多郡内子町）	63
(10) 九重町隣保館（大分県九重町）	67
第4章 隣保館の取り組みの実態と分析	72
(1) 基本情報（人的リソース、物的リソース、人材育成等）	72
(2) 隣保館の運用実態 所管部署と隣保館の関係	75

(3) 所轄部署あるいは隣保館による運営方針や事業計画の策定と共有状況.....	75
(4) 隣保館と所轄部署との定例会議、情報共有の状況	75
(5) 隣保館の基本的な機能と役割	75
(6) 地域課題把握に対する調査事業の取組	78
(7) 自治体における地域福祉計画の有無とその内容.....	80
(8) 地域共生に向けた主な取組	81
(9) 隣保事業実施にあたっての自治体関係機関及び民間機関との連携状況	86
(10) 隣保館という施設のあり方 改修・建て替えと施設複合化	87
(11) 隣保館による地域共生に向けた取組を推進するにあたっての課題と展望	87
第5章 本調査研究の総括と今後の展望	90
1. 課題と今後の在り方	90
(1) 人権課題へのアプローチの拠点	90
(2) 多機関との連携・協働による支援体制	90
(3) 住民主体による地域づくりの推進	90
(4) 防災拠点としての機能.....	91
(5) 福祉部局との連携強化	91
2. 今後の展望.....	91

あとがき 一 本報告書の作成を終えて一

参考資料 (別紙) 地域共生社会の実現に向けた隣保館の取組事例集

第1章 調査研究の概要

1. 背景・目的

(1) 背景

我が国では、少子高齢化や人口減少の進行、家族形態や就労構造の変化等を背景として、個人や世帯が抱える生活課題が複雑化・多様化している。従来の制度や分野ごとの縦割り型支援では対応が困難なケースも増加しており、地域全体で支え合う包括的な支援体制の構築が求められている。

こうした状況を踏まえ、国においては「地域共生社会」の実現を理念として掲げ、市町村における包括的な支援体制の整備を推進してきた。2020年度には重層的支援体制整備事業が創設され、分野横断的な相談支援や参加支援、地域づくり支援を一体的に展開する取組が進められている。

隣保館は、1958年の社会福祉事業法の改正によって位置づけられた社会福祉施設として、これまで生活相談や人権啓発、住民交流事業等を通じ、地域福祉の向上に寄与してきた歴史を有する。特に、同和対策事業の中核施設として整備されてきた経緯を持ちながら、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、「地対財特法」という）の2002年の失効後は、対象地域を限定しない「開かれたコミュニティセンター」としての役割を担っている。そして、今日では、人権課題の解決（部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消と人々が地域社会で尊厳をもって生きていける環境づくり）を含めた地域共生社会実現の一翼を担う拠点として機能することをめざしている。

近年においては、これらの課題に応え隣保事業の充実を図っている隣保館設置自治体・隣保館が増えているが、他方で利用者の減少や職員の高齢化・人材不足、施設の老朽化等の課題も顕在化しており、隣保館が地域共生社会の実現に向けた拠点として十分に機能を発揮できていないケースもあると指摘されている。このような状況のもと、隣保館が今後、地域における包括的支援体制の一翼を担う拠点としてどのような機能を発揮し得るのか、その可能性と課題を改めて整理することが求められている。

(2) 目的

こうした背景をふまえ、本調査研究は、隣保館のこれまでの活動実績や先進的事例を整理・分析し、地域共生社会の実現に向けた隣保館の将来的な展望及び在り方を明らかにすることを目的として実施した。

具体的には、隣保事業の全体像及び現状課題を整理するとともに、地域づくりや多機関連携等に積極的に取り組んでいる事例を収集・分析し、そこに共通する要素を抽出するとともに、隣保館が持続可能な地域福祉拠点として機能するために必要な条件や整備の在り方（施設整備、人材育成、制度的位置づけ等）を検討し、全国の隣保館設置自治体並びに隣保館の活動の活性化の契機となる知見を提示することを目指した。

2. 調査内容

(1) 全体構成

本調査研究は、地域共生社会の実現に向けた隣保館の在り方を検討するため、以下の三つの取組を柱として実施した。

① 文献調査

隣保事業の制度的位置づけや歴史的経緯、主な機能、現状課題等を整理するとともに、地域共生社会の実現に資する先進的取組を把握するため、文献調査を実施した。

② 事例調査

文献調査により抽出した観点を踏まえ、地域づくりや多機関連携等に積極的に取り組んでいる隣保館を対象として事例調査を実施した。事例調査は 10 件のヒアリング調査を中心に行い、一部の隣保館については現地視察（3 件）も併せて実施し、取組の実態や運営状況を把握した。

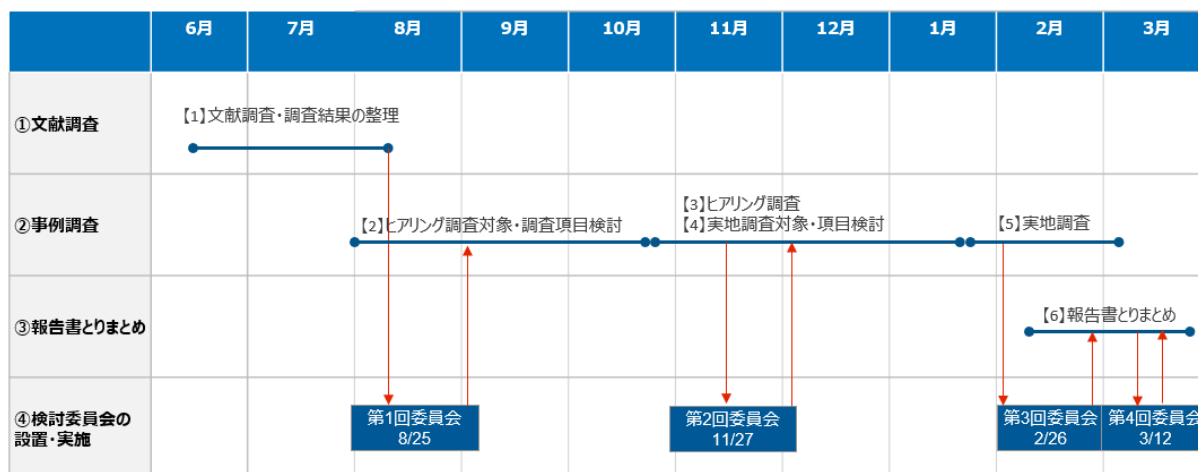
③ 検討委員会の設置・運営

調査の方向性や分析結果の妥当性を確保するため、有識者等による検討委員会を設置・運営し、各段階において専門的見地からの助言・意見を得た。

(2) 実施スケジュール

本事業の実施スケジュールは、以下の通りである。

図表 1-1 事業実施スケジュール



3. 実施体制

本事業の実施方法や成果物について検討を行うため、地域共生社会や隣保館に関する有識者及び現場経験者からなる検討委員会を設置した。検討委員会委員、オブザーバー及び事務局は以下の通りとした。

図表 1-2 検討委員会 委員（五十音順、敬称略）

役職	氏名	所属・役職
座長	福原 宏幸	大阪市立大学 名誉教授 (兼任) 大阪公立大学大学院生活科学研究科 客員教授
委員	窪田 幸実	全国隣保館連絡協議会 会長
	白波瀬 達也	関西学院大学 人間福祉学部 教授
	谷 広己	全国隣保館連絡協議会 顧問
	室田 信一	東京都立大学 人文社会学部 准教授
	山本 崇記	立教大学 社会学部 教授

図表 1-3 検討委員会 オブザーバー

氏名	所属・役職
福永 光明	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 課長補佐
石井 洋之	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 予算係／生活改善係 係長
阿久津 瞳	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 予算係／生活改善係 主査

図表 1-4 検討委員会 事務局

氏名	所属・役職
井上 裕章	株式会社 NTT データ経営研究所 ライフ・バリュー・クリエイションユニット マネージャー
石川 理華	株式会社 NTT データ経営研究所 ライフ・バリュー・クリエイションユニット シニアコンサルタント
高治 時生	株式会社 NTT データ経営研究所 ライフ・バリュー・クリエイションユニット コンサルタント

検討委員会の開催日時・場所及び主な検討内容は以下の通りとした。

図表 1-5 検討委員会 開催日時・場所及び主な検討内容

	日時・場所	主な検討内容
第1回	2025年8月25日 13:00～15:00 株式会社 NTT データ経営研究所会 議室／オンライン会議	<ul style="list-style-type: none"> 文献調査結果報告 事例調査先の検討 事例調査方針及び調査項目案
第2回	2025年11月27日 13:00～15:00 株式会社 NTT データ経営研究所会 議室／オンライン会議	<ul style="list-style-type: none"> 事例調査対象との調整状況報告 ヒアリング調査において深掘りして調査すべき項目検討 現地視察先検討

日時・場所		主な検討内容
第3回	2026年2月27日 13:00~15:00 株式会社 NTT データ経営研究所会 議室／オンライン会議	<ul style="list-style-type: none"> • 事例集のフォーマット検討 • 事例調査結果報告 • 隣保館の現状と今後の在り方に係る検討 • 事例集素案検討 • 報告書骨子案検討
第4回	2026年3月12日 13:00~15:00 株式会社 NTT データ経営研究所会 議室／オンライン会議	<ul style="list-style-type: none"> • 事業全体のまとめ検討

第2章 文献調査

1. 調査設計

(1) 目的

本事業における文献調査は、地域共生社会の実現に向けた隣保館の在り方を検討するための基礎資料を得ることを目的として実施した。

第一に、隣保館の制度的位置づけ、歴史的経緯、主な機能、設置状況等に関する既存資料や先行研究を整理し、隣保事業の全体像と現在の役割を俯瞰的に把握することを目的とした。これにより、隣保館が担ってきた機能の変遷や、現代的課題との関係性を明らかにする。

第二に、地域共生社会の実現に資する取組を実施している隣保館の先進事例を抽出し、そこに共通する要素や特徴を整理することを目的とした。これにより、後続の事例調査における対象選定の視点及び調査項目設定の基礎となる観点を明らかにする。

以上の二点を通じて、隣保館の将来的な展望や機能の在り方を検討するための基盤を整備することを、本調査研究における文献調査の目的とした。

(2) 調査対象

文献調査の対象は、隣保館の制度的位置づけ、歴史的経緯、主な機能、設置状況等に関する行政資料、通知、統計資料、先行研究論文、関係団体の公表資料等とした。

また、地域共生社会の実現に資する取組事例を把握するため、専門誌、自治体ホームページ、研究紀要等に掲載された事例情報も対象に含めた。

(3) 実施方法

文献調査は、デスクトップリサーチを中心に実施した。

具体的には、隣保館の制度的位置づけや歴史的経緯、主な機能、設置状況等に関する行政資料、通知、統計資料、先行研究論文、関係団体の公表資料等を公開情報から収集し、内容を整理・分析した。あわせて、地域共生社会の実現に資する取組を実施している隣保館の事例を把握するため、専門誌、自治体ホームページ、研究紀要等に掲載された事例情報を幅広く参照した。さらに、検討委員会における有識者からの意見や情報提供を踏まえ、重要性が高いと考えられる文献や事例を追加的に抽出し、分析対象に加えた。

これらの資料を総合的に整理することにより、隣保事業の全体像の把握及び事例調査につながる視点を抽出した。

参照した文献を下表に示す。

図表 2-1 参考文献一覧

#	文献情報
1	厚生労働省（2002）「隣保館の設置及び運営について 厚生労働省発社援第 0829002号」.
2	厚生労働省（2018）「2018年3月1日 社会・援護局関係主管課長会議資料（資料4）」.
3	e-GOV 法令検索「社会福祉法」 https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC0000000045 （参照日：2025年8月15日）.
4	全国隣保館連絡協議会「全国隣保館連絡協議会ホームページ」 https://rinpokan.net/ （参照日：2025年8月15日）.
5	全国隣保館連絡協議会（2025）「第62回全国隣保館長研修会 全国隣保館職員ブロック会議資料」.
6	全国隣保館連絡協議会（2018）『新版 隣保館運営の手引』.
7	大橋謙作（2022）『地域福祉とは何か 哲学・理念・システムとコミュニティソーシャルワーク』中央法規.
8	炭谷茂（2024）「国立市人権・平和・まちづくり条例と基本方針」『ヒューマンライツ』No.440, 2-10.
9	炭谷茂（2023）「同和行政の今後の方向 同和問題・部落問題の転換期に当たって」『ヒューマンライツ』No.429, 2-8.
10	炭谷茂（2015）「同和对策審議会答申50年 いま、人権・同和行政に問われていること」『ヒューマンライツ』No.325, 2-8.
11	炭谷茂（2007）「同和行政を人権行政として進めるとは 私の基本哲学」『ヒューマンライツ』No.231, 2-10.
12	福原宏幸「隣保事業に求められる人材育成とは？ 「府県隣協人材育成アンケート調査」の結果をふまえて」(2025) 『部落解放研究』部落解放・人権研究所 223号.
13	福原宏幸・田中聡子・谷川雅彦・寺川政司・菅野拓・山本崇記・川野英二・白波瀬達也・棚田洋平・四井恵介『特集 地域共生社会づくりにおける隣保館の可能性』（2023）『部落解放研究』部落解放・人権研究所 219号.
14	福原宏幸・五石敬路・寺川政司・熊本理抄・棚田洋平「特集 包摂型地域社会の創出に向けて 共助・共生のまちづくりのあり方を考える」（2017）『部落解放研究』部落解放・人権研究所 207号.
15	福原宏幸・棚田洋平・熊本理抄・谷川雅彦・寺川政司・五石敬路「特集 同和地区を中心とした相談支援と包摂型社会創出の可能性」（2015）『部落解放研究』部落解放・人権研究所 203号.
16	山本崇記「セツルメント論史とトインビー・ホールの検討」（2023）『部落解放研究』219号
17	山本崇記「コロナ禍における隣保館と機能強化に関する研究 『やる気』を『仕組み』に変える方

#	文献情報
	法」(2022) 静岡大学人文社会科学部『人文論集』72 巻 2 号
18	室田信一「共生社会づくりの根拠と実践」(2020) 上野谷加代子編著『共生社会創造におけるソーシャルワークの役割 地域福祉実践の挑戦』
19	大北規句雄 (2012) 『隣保館-まちづくりの拠点として』解放出版社.
20	谷川雅彦 (2018) 「改正社会福祉法をふまえ隣保館活動を充実・強化させよう!」『部落解放』758 号, 12-17.
21	中尾由喜雄 (2018) 「地域共生社会実現に向けた隣保館の意義と役割」『部落解放』758 号, 18-24.
22	川口寿弘 (2018) 「地域共生社会実現に向けた隣保館の実践」『部落解放』758 号, 25-30.
23	魁生由美子 (2024) 「香川県下の隣保館による地域福祉活動—『100 円モーニング』と地域共生社会」『地域福祉研究』45(2), 45-52.
24	魁生由美子 (2021) 「隣保館の社会教育と地域福祉—研修会と 100 円モーニングによる交流の場づくり」『社会教育』76(3), 33-40.
25	矢野淳士 (2023) 「同和対策関連施設廃止後の被差別部落における隣保事業を中心としたまちづくり」.(大阪大学博士論文) https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/91947/ .
26	楠木克弘 (2004) 『隣保館運営事業実態調査』をふまえた現状と課題」 https://blhrri.org/ (参照日: 2025 年 8 月 15 日) .
27	日本医療研究開発機構「地域包括ケア推進に向けた地域診断ツールの活用による地域マネジメント支援に関する研究」班 (代表: 近藤尚己) (2019) 『地域包括ケアの推進に向けたまちづくり支援ガイド』日本医療研究開発機構「地域包括ケア推進に向けた地域診断ツールの活用による地域マネジメント支援に関する研究」班, 東京.
28	ABDARC (2025) 「ABDARC (Anti-Buraku Discrimination Action Resource Center) ホームページ」 https://abdarc.net/ (参照日: 2025 年 8 月 15 日) .
29	上田市 「上田市ホームページ」 https://www.city.ueda.nagano.jp/ (参照日: 2025 年 8 月 15 日) .
30	千曲市 「千曲市ホームページ」 https://www.city.chikuma.lg.jp/ (参照日: 2025 年 8 月 15 日) .
31	東御市 「東御市ホームページ」 https://www.city.tomi.nagano.jp/category/tomishisetsu/101758.html (参照日: 2025 年 8 月 15 日) .
32	菊川市社会福祉協議会 (2020) 『きくがわ社協だより No.180』社協だより.
33	津市 「津市ホームページ」

#	文献情報
	https://www.citydo.com/prf/mie/tsu/event/30913/ (参照日：2025年8月15日)。
34	総持寺いのち・愛・ゆめセンター https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/sojiji/index.html
35	社会福祉法人八尾市隣保館「社会福祉法人八尾市隣保館ホームページ」 https://yaorinpokan.or.jp/ (参照日：2025年8月15日)。
36	富田林市「富田林市ホームページ」 https://www.city.tondabayashi.osaka.jp/ (参照日：2025年8月15日)。
37	和泉市「和泉市ホームページ」 https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/ (参照日：2025年8月15日)。
38	たつの市「たつの市ホームページ」 https://www.city.tatsuno.lg.jp/ (参照日：2025年8月15日)
39	鳥取市「鳥取市ホームページ」 https://www.city.tottori.lg.jp/ (参照日：2025年8月15日)。
40	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会・公益財団法人 ふるさと島根定住財団・島根県健康福祉部「島根県隣保館資料」。
41	真庭市「真庭市ホームページ」 https://www.city.maniwa.lg.jp/ (参照日：2025年8月15日)。
42	広島市「広島市ホームページ」 https://www.city.hiroshima.lg.jp/ (参照日：2025年8月15日)。
43	内子町「内子町ホームページ」 https://www.town.uchiko.ehime.jp/soshiki/4/fukusikankitei.html (参照日：2025年8月15日)。
44	中土佐町「中土佐町ホームページ」 https://www.town.nakatosa.lg.jp/ (参照日：2025年8月15日)。
45	豊後大野市「豊後大野市隣保館資料」 https://www.bungo-ohno.jp/docs/ (参照日：2025年8月15日)。

#	文献情報
46	霧島市「霧島市ホームページ」 https://www.city-kirishima.jp/ (参照日：2025年8月15日)。
47	霧島市「霧島市ホームページ」 https://www.city-kirishima.jp/ (参照日：2025年8月15日)。

2. 実施結果

(1) 隣保事業の全体像の整理

① 隣保館の制度的位置づけと基本的使命

隣保館は、社会福祉法に位置づけられた第二種社会福祉事業であり、その基本的使命は、地域住民の生活の改善及び向上を図るための各種事業を実施することであり、生活相談や人権課題への対応を総合的に担う「開かれたコミュニティセンター」として機能する点に特徴がある。公民館が社会教育を主たる目的とするのに対し、隣保館は福祉及び人権を軸とした社会福祉施設として制度的に位置づけられている。

② 歴史的変遷と機能の拡張

隣保館は、明治期のセツルメント運動（19世紀後半の英国において始まった運動であり、大学関係者等が都市の貧困地区に居住し、教育・福祉活動を通じて生活改善を図った取組）の影響を受けて設立された地域拠点を源流とし、その後、同和対策の一環として全国的に整備が進められた。

1969年の同和対策事業特別措置法の施行以降は、国庫補助のもとで同和地区の住環境整備が進み、あわせて「同和地区における隣保館運営要綱」が定められた。こうして、隣保館は、人権課題と生活・就労等の相談事業、地域福祉活動、人権啓発、地域交流事業等を担う中核施設として機能してきた。1997年の地対財特法の一部改正による一部事業の5年間延長がなされ、2002年の地対財特法の失効により一般施策への移行を経て、厚生労働省から新たに「隣保館設置運営要綱」が示された。ここでは、隣保館は、地域住民を対象に、6つの基本事業（社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業）と3つの特別事業（隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業、継続的相談援助事業）を実施するものとされた。現在では対象地域を限定しない「地域全体に開かれた福祉拠点」としての性格が強まっている。近年は、DV、多文化共生、高齢者支援、生活困窮者支援等、多様化する地域課題への対応が求められている。

③ 隣保館の主な機能

文献調査から整理される隣保館の主な機能を、以下の通り整理した。

- ・ 人権課題と生活全般に関わる相談支援機能
- ・ 人権尊重の理念普及を担う教育・啓発機能
- ・ 住民交流や学習支援を通じた地域交流機能

- ・ 地域福祉事業
- ・ 災害時における防災拠点機能
- ・ その他、社会調査、巡回相談、デイサービス等の付加的機能

なお、隣保館においてはこれらの機能は単独で存在するのではなく、相談支援と交流事業、啓発活動が相互に関連しながら展開される点に特徴がある。

④ 地域共生社会の実現に向けた可能性

近年、「地域共生社会」の実現が政策的に掲げられ、市町村における包括的支援体制の整備が進められている。

隣保館は、多世代・多分野にわたる相談対応、居場所づくり、地域資源のつなぎ手としての機能を有しており、重層的支援体制整備事業等との親和性が高い拠点であると整理できる。特に、住民主体による地域づくりを進めるうえで、日常的な交流機能と相談支援機能を併せ持つ隣保館の役割は大きいと考えられる。

(2) 事例調査につながる好事例の抽出

① 好事例抽出の視点

文献調査では、地域共生社会の実現に資する取組を実施している隣保館に着目し、公開資料や研究論文、専門誌記事、自治体公表情報等をもとに事例を抽出した。抽出にあたっては、単に事業数が多いことや特色ある単発事業を実施していることではなく、以下に示す観点を重視した。

- ・ 相談支援機能が地域の多様な主体と接続していること
- ・ 地域づくりに住民が主体的に関与していること
- ・ 人権啓発と福祉機能が統合的に展開されていること
- ・ 持続可能性（人材育成、施設整備、制度的位置づけ等）が確保されていること

② 事例に共通する機能的要素

文献調査において、先進的な隣保館には下記に示す地域共生社会の実現に資する機能的要素が共通して見られた。

ア. 相談支援の高度化・拡張

さまざまな人権課題、生活困窮、子育て、ひきこもり、多文化共生、DV 等、多様化・複合化する課題に対応するため、専門職の配置や外部専門家との連携を通じて相談機能を強化している事例が確認された。また、来館型相談にとどまらず、アウトリーチや同行支援、継続支援を実施している例も見られ、総合的支援の拠点としての機能を果たしている。

イ. 多機関連携の強化

市町村担当課、社会福祉協議会、地域包括支援センター、学校、NPO 法人、大学等と定期的な情報共有や合同研修を実施し、役割分担と協働体制を構築している事例が多く確認された。特に、重層的支援体制整備事業や生活困窮者自立支援事業と一体的に運用している事例は、隣保館が包括的支援体制の一

翼を担い得ることを示唆している。

ウ. 居場所づくりと住民主体の地域づくり

子ども食堂、カフェ事業、学習支援、世代間交流事業等を通じて、世代や属性を超えた交流の場を創出している事例が多く見られた。

これらは単なる交流事業にとどまらず、孤立予防や困りごとの早期把握、相談支援への接続の契機として機能している点に特徴がある。また、イベントやネットワーク組織の運営に住民が主体的に関与することで、地域内のソーシャル・キャピタルの醸成につながっている事例も確認された。

エ. 人権啓発と福祉機能の統合

従来の人権教育・啓発活動を基盤としながら、福祉課題への対応や地域づくりを一体的に展開している事例がみられた。人権問題をテーマとした講座や学習会が、地域交流や相談支援と接続されることで、理念と実践が循環する構造を形成していた。

オ. 持続可能性への工夫

老朽化に伴う建替えや複合化、バリアフリー化等の施設整備を進めている事例や、防災拠点としての機能付加を図っている事例が確認された。これらは、隣保館が安全かつ継続的に利用されるための物理的基盤の強化に関わる取組である。

また、官民学連携による職員研修の実施やスーパービジョン体制の構築、専門職との協働体制の整備等を通じて、相談支援の質や組織運営の安定性を高めている事例も見られた。これらは、人的・体制的基盤の充実に図る取組である。

以上のように、先進的な事例においては、機能面の充実に加え、施設面及び運営体制面の双方から持続可能性を確保しようとする工夫が確認された。これらの基盤整備は、隣保館が地域福祉拠点として継続的に役割を果たすための重要な要素であると考えられる。

③ 文献調査により整理した具体的事例

本調査では、上記の観点を踏まえ、公開情報等に基づき全国の隣保館の中からいくつかの事例を抽出し、それぞれの取組内容を整理した。

抽出された事例には、以下のような事例が含まれた。

- ・ 高齢者の買い物支援等により地域特有の課題の解決に取り組む事例
- ・ 専門相談体制を強化し、多機関連携を体系化している事例
- ・ 子ども食堂やカフェ事業等を通じて世代間交流を促進している事例
- ・ 人権啓発活動と地域福祉を一体的に展開している事例

これらの事例は、地域特性や規模等の違いはあるものの、前述した機能的要素及び持続可能性に関わる基盤整備の観点を一定程度備えている点に共通性がみられる。

本事業では、これらの整理を踏まえ事例調査の対象を選定するとともに、各事例において上記要素がどのように具体化されているのかを深掘りすることとした。

第3章 事例調査

1. 調査設計

(1) 目的

地域づくりや多機関連携等に積極的に取り組んでいる事例を収集・分析し、そこに共通する要素を抽出するとともに、隣保館が持続可能な地域福祉拠点として機能するために必要な条件や整備の在り方（施設整備、人材育成、制度的位置づけ等）を検討し、全国の隣保館設置自治体並びに隣保館の活動の活性化の契機となる知見を提示することを目的として実施した。

(2) 調査対象

文献調査により抽出した観点や検討委員会の有識者による助言等も踏まえ、10の隣保館を対象としてヒアリング調査を実施した。また、ヒアリング調査を実施した隣保館の中から、地域共生に向けた取組を特に積極的に行っている3つの隣保館を選定し、現地視察を実施した。ヒアリング調査及び現地視察の対象とした隣保館は下表の通り。

図表 3-1 ヒアリング調査及び現地視察の対象及び実施日

No	名称	所在地	実施日	現地視察
1	菊川市立協和会館	静岡県菊川市	11/27 (木)	
2	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	大阪府茨木市	12/18 (木)	○
3	ゆう・ゆうプラザ（人権文化センター）	大阪府和泉市	12/19 (金)	
4	たつの市立総合隣保館	兵庫県たつの市	12/16 (火)	
5	落合人権・福祉センター	岡山県真庭市	12/23 (火)	
6	鳥取市中央人権福祉センター	鳥取県鳥取市	12/11 (木)	○
7	松江市立菅田会館	島根県松江市	12/17 (水)	
8	高松市田村文化センター	香川県高松市	12/17 (水)	○
9	うちこ福祉館	愛媛県内子町	12/5 (金)	
10	九重町隣保館	大分県九重町	12/24 (金)	

(3) 調査内容

① ヒアリング調査

隣保館の基本情報や運用実態、地域共生社会の実現に向けた主な取組や課題、施設改修等の状況、今後の展望等を明らかにするため、調査項目を設計した。具体的な調査項目は下表のとおり。

図表 3-2 ヒアリング調査の調査項目

カテゴリ	調査項目
基本情報（人的リソース、物的リソース、人材育成等について）	設立年
	職員数
	職員情報（雇用形態、保有資格、勤続年数）
	外部人材（ボランティア、非常勤、他機関との協働等）の活用実態
	パソコンの配備状況
	通信環境
	高齢者や障害者等の利用者に配慮した設備
	部落問題、その他の人権課題ならびに隣保事業等について学ぶ機会
	研修並びに人材育成の現状に関する問題点や課題
隣保館の運用実態 所管部署と隣保館の関係	隣保事業を所管する自治体の担当部署
	運営方針や事業計画の策定とその共有状況
	隣保館と所轄部署との定例会議、情報共有の状況
隣保館の基本的な機能と役割	「隣保館設置運営要綱」に記載されている9事業及び広域隣保活動事業等の実施状況
地域課題把握に対する調査事業の取組	隣保館あるいは自治体による地域住民の実態調査と明らかになった地域課題
自治体における地域福祉計画の有無とその内容	策定状況
	人権課題解決の位置づけ
	隣保館の役割の記載
地域共生に向けた主な取組	取組の内容
	取組を行う中での課題と成果
隣保館という施設のあり方 改修・建て替えと施設複合化	改修や建て替えの実施状況
隣保館による地域共生に向けた取組を推進するにあたっての課題と展望	地域住民にとっての隣保館の存在意義
	隣保館で今後取り組みたいこと、展望・ビジョン
	隣保館の取組内容の発信状況
	他地域の隣保館や関係機関に参考にしてほしい取組
その他の特徴的な取組等	各隣保館の特徴的な取組

② 現地視察

ヒアリング調査を実施した隣保館のうち、地域共生に向けた取組を特に積極的に行っている等、先進的な事例として深掘りして調査することが望ましい隣保館を対象に現地視察を実施した。現地視察では、隣保館職員だけでなく、隣保館を活用する地域住民や連携している関係団体等も対象に、対面にてヒアリングを実施した。具体的な調査項目を下表に示す。

図表 3-3 現地視察の調査項目

対象	調査項目
隣保館職員	1) 隣保館が所在する地域の特性（物理的な特性や地域性） 2) さまざまな隣保事業の実施状況、実施・運用の方法等 3) 地域共生社会の実現に向けて最も力を入れて取り組んでいる事業や工夫 4) 今後の展望 等
隣保館を活用する地域住民や連携している関係団体等	1) 隣保館を活用することのメリット 2) 隣保館の活用により解決された地域生活課題 3) 隣保館に今後期待する事項（より活用しやすくするための要望を含む） 等

(4) 実施方法

① ヒアリング調査

ヒアリングは 1.5～2 時間程度とし、オンラインにて実施した。なお、調査項目が多岐にわたっていたことから、可能な範囲で事前に書面にて回答をいただいた。

② 現地視察

調査対象となった隣保館を訪れ、対面形式でヒアリングを実施した。また、館内設備等を見学した。

2. 実施結果

ヒアリング調査及び現地視察の結果を調査項目ごとに整理した。具体的な調査結果を以下に示す。

なお、調査の結果明らかとなった各隣保館の地域共生社会の実現に向けた主な取組を、全国の自治体職員及び隣保職員が学び、日々の活動に活かしていくことを目的として、事例集を作成した。事例集については参考資料を参照のこと。

(1) 菊川市立協和会館（静岡県菊川市）

■ 基本情報（人的リソース、物的リソース、人材育成等について）

設立年	1964年		
職員数	2名		
職員情報	館長	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	—
		主な役割	事業全般に関わる業務 相談業務 人権啓発・広報事業 住民交流・居場所事業 地域福祉事業 貸し館事業
		勤続年数	17年
	職員1	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	—
		主な役割	事業全般に関わる業務 住民交流・居場所事業 地域福祉事業
		勤続年数	33年
外部人材（ボランティア、非常勤、他機関との協働等）の活用実態	買い物支援等にボランティアの協力を得ている。		
パソコンの配備状況	1台		
通信環境	十分に整備されている		
高齢者や障害者等の利用者に配慮した設備	ある		
部落問題、その他の人権課題ならびに隣保事業等について学ぶ機会	着任前： 部落問題	着任後： 部落問題 その他の人権課題 隣保事業	

■ 隣保館の運用実態 所管部署と隣保館の関係

隣保事業を所管する自治体の担当部署	福祉・市民生活担当部署
運営方針や事業計画の策定とその共有状況	隣保館が策定し、共有している

隣保館と所轄部署との定例会議、情報共有の状況	隣保館と所轄部署の間で定例会議を開催している。
------------------------	-------------------------

■ 隣保館の基本的な機能と役割

「隣保館設置運営要綱」に記載されている9事業及び広域隣保活動事業等の実施状況	相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、その他の自主事業（高齢者買い物支援事業）を実施している。中でも自主事業（高齢者買い物支援事業）に力を入れて取り組んでいる。
--	--

■ 地域課題把握に対する調査事業の取組

隣保館あるいは自治体による地域住民の実態調査と明らかになった地域課題	<p>2017年に隣保館が主体となって聞き取り調査を実施した。社会福祉協議会で生活支援コーディネーターの施策が開始されたことに伴い、当時館長が民生委員を務めていた背景もあり、地域の敬老会を機会に聞き取り調査を実施することとなった。</p> <p>隣保館が所在する地域は山間部であり、交通手段はコミュニティバスに限られる。衣食住の「食」に関連する買い物に不便が大きい。運転ができない方にとっては、大きいもの、重い物を買えない等、買い物の不便や負担が大きい実態が見えた。</p> <p>本調査で買い物支援のニーズが発掘され事業の開始に至った。</p>
地域課題に対し自治体と隣保館が行っている取組	<p>買い物支援事業を2018年より、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターの協力により、協和会館が開始した。</p> <p>社会福祉協議会、地域の社会福祉法人（車の提供）、ボランティア（運転手・付き添い）の協力を得て今日まで継続している。ガソリン代と保険料は社会福祉法人が地域貢献の観点から無償提供してくださっている。長く続けるため、月に1回の頻度で実施、この11月で87回目となる。</p> <p>また、3年前より、近隣市で買い物をする機会を提供するため、社会福祉協議会（車の提供）の協力を得て、「わくわくツアー」を実施している。わくわくツアーは12回目を迎える。買い物ツアーには社会福祉協議会の研修生や地元企業が参加・視察されることもある。</p> <p>地域の中には家にこもりがちな方もいらっしゃったが、事業が開始したことで隣保館に足を運ぶようになった。継続的なコミュニケーションの中で、家にこもりがちな方や身体の都合で家から出られなかった方も外に出られるようになった。</p> <p>また、本事業をきっかけに、社会福祉協議会の評議員を担うとともに、「みんなの幸せ懇談会」にも参画するようになった。そこから、社会福祉協議会及び市との連携がより密になっている。</p>

■ 自治体における地域福祉計画の有無とその内容

策定状況	策定されている
人権課題解決の位置づけ	あり
隣保館の役割の記載	なし ※密な連携はあるが、協和会館が明確な位置付けにはなっていない

■ 地域共生に向けた主な取組

取組の内容	啓発事業として会館だよりを定期的に発行している。多文化共生の文脈も含めて啓発活動を行っている。 相談事業も実施しており、年に 10 件ほどのペースで相談があるが、同和問題に対する相談はなく、生活相談や地域のちょっとした課題（カーブミラーが壊れている等）を受けることが多い。都度、行政の担当課につなぐ、必要な機関に相談する等している。 買い物支援をきっかけに、高齢者宅を訪問する機会が増えた。訪問機会が増えたことで信頼関係ができ、身近な相談を気軽に受けられるようになっている。
取組を行う中での課題と成果	協和会館で受けた相談で単独では対応が難しいケースでは、誰に相談するべきか協和会館として判断できないこともある。その際はまず市役所福祉課と相談している。担当者の異動により 1 から関係を作る必要がある時期もあるが、現状では密に連携できており、良い形で機能している。

取組の内容	地域交流事業として「習字教室」等の講座を開催している。
取組を行う中での課題と成果	地区内の子どもが少ないこともあり教室の閉鎖も検討に上がったが、地区外にも広報したところ非常に大きな反響があった。周辺 6 区にも会館だよりを配布したところ、近隣地域の子もたちが参加できるようになり、20 名規模の教室となった。 他地区からの参加が得られるようになったことで、住民の交流の場ができ、開かれたコミュニティセンターとして機能するようになっている。加えて、協和会館が主催する敬老会も地域の高齢者の楽しみの一つとなっている。地区外の方の参加も得られ、開かれた会館という側面が以前より強くなってきている。

■ 隣保館という施設のあり方 改修・建て替えと施設複合化

改修や建て替えの実施状況	改修並びに建て替えの予定はない（2017 年度の耐震診断の結果、コンクリートの強度、中性化の状況も問題なく、地震により直ちに倒壊する状態ではないため、現状維持の方針である）。
--------------	---

■ 隣保館による地域共生に向けた取組を推進するにあたっての課題と展望

地域住民にとっての隣保館	隣保館は地域の居場所、困ったときの頼れる場所である。
--------------	----------------------------

の存在意義	<p>加えて、災害時の第 1 避難場所としての活用が期待される。市の指定避難場所ではないが、地理的に避難しやすいため活用が見込まれる。</p> <p>地域住民と行政との橋渡し役も期待されており、実際に担っている。何らかの問題があれば協和会館が市と連携するようにしている。</p>
隣保館で今後取り組みたいこと、展望・ビジョン	<p>課題として少子高齢化・過疎化による人材不足（担い手・対象者双方の現象）や空き家問題等がある。</p> <p>若い世代が地区に戻ってきやすいような環境づくりが今後重要ではないかと考えている。空き家問題への取組は特に課題感が大きいため、空き家の活用、魅力ある地域づくりに貢献したいと考えている。</p>
隣保館の取組内容の発信状況	<p>住民に向けては隣保館だよりを発行し、隣保館同士の中では全国隣保館連絡協議会の東ブロック会で実践報告を行った。</p>
他地域の隣保館や関係機関に参考にしてほしい取組	<p>買い物支援の情報を全国隣保館連絡協議会で共有している。広島県内の隣保館等から同種の取組を開始したとの知らせがあり、当館にとっても励みとなった。</p> <p>買い物支援の取組は全国的にニーズがある地域も多いと考えている。ぜひ他の地域でも参考にしていただければありがたい。</p>

■ その他の特徴的な取組等

地域における外国人住民に対する対応	<p>外国人住民が 5 世帯 16 名住んでいる地区である。店舗運営をされている外国人の方もいる。</p> <p>多文化共生の観点で、協和会館が主体となって自治体規約をつくり、し尿処理施設の使い方やゴミ出しの方法等を外国人世帯にも伝える機会を作った。資料は市と連携してポルトガル語の翻訳版を作成した。災害時に備えて、国勢調査の機会に調査員を受託し世帯訪問を実施し、すべての外国人世帯から世帯情報を快く提供いただくことができ、緊急時にも機能すると思われる。</p> <p>こうした取組を発展し、今後、多文化共生の見本となるような地域にしていけると良い。</p>
-------------------	---

(2) 総持寺いのち・愛・ゆめセンター（大阪府茨木市）

■ 基本情報（人的リソース、物的リソース、人材育成等について）

設立年	1974年		
職員数	6名		
職員情報	館長	雇用形態	自治体の正職員
		保有資格	—
		主な役割	事業全般に関わる業務 総務に関わる業務
		勤続年数	1年（*他館館長歴5年）
	職員1	雇用形態	自治体の正職員
		保有資格	—
		主な役割	人権啓発・広報事業 住民交流・居場所事業 地域福祉事業 貸し館事業 総務に関わる業務
		勤続年数	5年
	職員2	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	人権擁護士（大阪府知事認定資格）、隣保事業士
		主な役割	相談業務 人権啓発・広報事業 住民交流・居場所事業 地域福祉事業 貸し館事業
		勤続年数	20年
	職員3	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	社会福祉士、FP技能士(2級)、隣保事業士
		主な役割	相談業務 人権啓発・広報事業 住民交流・居場所事業 地域福祉事業 貸し館事業 総務に関わる業務
		勤続年数	12年
職員4	雇用形態	会計年度任用職員	
	保有資格	—	

		主な役割	人権啓発・広報事業 住民交流・居場所事業 地域福祉事業 貸し館事業
		勤続年数	9年
	職員 5	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	—
		主な役割	人権啓発・広報事業 住民交流・居場所事業 地域福祉事業 貸し館事業
勤続年数	5年		
外部人材（ボランティア、非常勤、他機関との協働等）の活用実態	<p>様々な事業の運営にあたり、地域住民、地域関係団体等に携わっていただいている。イベントでは、福祉・民生委員、大学生ボランティア等、日頃から地域に根差した活動をしている方々に参加してもらっている。</p> <p>隣保館の運営において、特別事業で委託可能な部分は地域の NPO 法人へ委託し、連携しながら実施している。くらし設計相談は社会保険労務士に専門相談を委託する等、外部専門家との契約をしている事業もある。</p>		
パソコンの配備状況	正規・非正規を問わず、職員人数と同じ台数のパソコンが配備されている。		
通信環境	通信環境は十分に整備されている。		
高齢者や障害者等の利用者に配慮した設備	あり		
部落問題、その他の人権課題ならびに隣保事業等について学ぶ機会	着任前： 部落問題 その他の人権課題 地域福祉計画や地域共生社会	着任後： 部落問題 その他の人権課題 隣保事業 相談支援やケースワーク等実務 地域福祉計画や地域共生社会	
研修並びに人材育成の現状に関する問題点や課題	<p>隣保館として関わる方々の中には差別を受ける恐れや不安を長く継続して感じている方々もおられるため、トラウマケアや心の傷つきに対するケアをどのように行うか、丁寧に対応するためのスキルや考え方が必要だと感じている。生きづらさを抱える方々の生活等の背景を理解し、考えていくための学びが必要である。最近ではこのようなスキルを向上するための研修が始まっているが、まだ体系的に学べるほどの質や量には至っていない。</p> <p>また、相談者の語りからは「差別」という問題が直接的に語られない場合でも、根本に差別を受けた経験や差別を受ける恐れや不安等を抱えているケースもある。そうしたケースの相談において、丁寧に課題を捉える対応やスキルが必要である。（現地視察より）</p>		

■ 隣保館の運用実態 所管部署と隣保館の関係

隣保事業を所管する自治体の担当部署	茨木市 市民文化部 人権・男女共生課
所轄部署あるいは隣保館による運営方針や事業計画の策定とその共有状況	人権に関する市の基本計画は所轄部署が策定、隣保館の事業計画は隣保館で策定し、相互に共有
隣保館と所轄部署との定例会議、情報共有の状況	必要に応じて都度会議を開催

■ 隣保館の基本的な機能と役割

「隣保館設置運営要綱」に記載されている9事業及び広域隣保活動事業等の実施状況	<p>調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業を実施している。</p> <p>それぞれの事業は相互に関連する側面があるため、各事業を独立ではなく総合的に実施している。（特別事業分は委託事業の形で実施しているが、基本事業とも共通する要素が多いため、連携しながら実施している状況である。）</p> <p>各種事業を行うことで住民同士のつながりづくり、情報の発信につながることに加え、住民の参加→情報収集→支援活動の循環にもつながっている。アウトリーチ、フォローアップ、訪問、寄り添い等の活動も実施しており、既に起こっている問題に対応することはもちろん、予防的な取組にもつなげることを重視している。</p>
--	--

■ 地域課題把握に対する調査事業の取組

隣保館あるいは自治体による地域住民の実態調査と明らかになった地域課題	<p>人権問題に関する市民意識調査については、概ね5年程度ごとに、市の人権・男女共生課が主体となり実施している。直近では2021年度に実施。部落差別については、住居の選択や身元調査、結婚に関する回答から、依然として根強い差別意識があることがうかがえることから、教育啓発面での課題がある。</p>
地域課題に対し自治体と隣保館が行っている取組	<p>部落問題や人権侵害に関わる相談は年間10件程度である。しかし、被差別部落出身者や被差別マイノリティの方の相談の背景には差別の問題があることが多く、表面上は生活相談として現れていても、根底には差別による生きづらさの積み重ね等があることがある。相談件数のみで判断するのではなく、日常生活の中での差別の実態を丁寧に捉えることが重要だと考えている。</p> <p>こうした課題に対し、人権連続講座等を開催して理解促進や学びを深める取り組みを行っている。また、隣保館の利活用を促進することで、職員や相談員とのコミュニケーションを通じて理解促進を図っている。情報誌や通信、ホー</p>

	ムページ等での情報発信、平和や人権問題についてのパネル展示等も行っている。さらに、「みしま・まちの玉手箱」等の地域交流事業を通じて、様々な人が出会い交流し、理解を深める機会を作っている。
--	---

■ 自治体における地域福祉計画の有無とその内容

策定状況	策定されている。
人権課題解決の位置づけ	位置づけられている。
隣保館の役割の記載	明記されている。 具体的には、小学校区単位で設定されている「健康福祉セーフティネット」の中で、人権課題解決に向けた取り組みも地域生活課題の一つとして考えられるとの方向性に沿って、いのち・愛・ゆめセンター等の相談支援機関との連携に努めると明記されている。

■ 地域共生に向けた主な取組

取組の内容	<p>【多様な団体・機関と連携しながら進める相談事業】</p> <p>センターでは、様々な取組を民間の NPO 法人等や行政の他課（福祉、健康、就労、住宅、保育、教育等各部局）等、多様な主体と連携しながら行っている点が特徴である。相談事業も例外ではなく、センターの相談員と NPO 法人 M-CAN（三島コミュニティ・アクションネットワーク、以下「ミカン」という）が中心となり、多様な機関と連携しながら展開している。</p> <p>具体的な連携の方法として、セーフティネット会議、保健福祉センター、地域包括等が実施する会議に参加していることに加え、センターが関わる当事者のケース会議にも参加している。ミカンとは月 1 回程度の企画会議を積み重ね、地域課題に関する検討を行っている。</p>
取組を行う中での課題と成果、今後の展望等	<p>近年の相談では、多くが①日頃から日常的に不安感を抱えており、傾聴を必要とするケース、②自身の課題に加え、家族の課題等を含む複数の要因が複合化しており解決に時間を要するケース、③課題の経過や課題を抱えた背景等により積極的な支援を望まないケース等が顕著になってきている。</p> <p>こうした相談に対して、内容に応じて結論を急がずご本人の気づきを尊重する支援や、伴走により相談者との信頼関係を築きつつ専門機関につなぐ支援等を行っている。相談員・職員間での情報共有を行い、相談者自身の状態に加え、相談者を囲む人々も含めた総合的な支援についてチームとして検討し対応している。（現地視察より）</p> <p>今後は、困りごとを起点とする「課題解決」のアプローチに加え、地域住民の「したい」に対応できる相談支援の在り方も模索していきたい。隣保館で受ける相談は困りごとを起点にしているイメージが大きい、「こんなことがしてみたい」という「未来志向」の想いを具体的な取組につなげていきたい。</p>

取組の内容	<p>【多様な主体と連携して展開する地域交流事業】</p> <p>地域住民の相互理解と交流促進を目的に、事業委託先であるミカンと連携し多種多様な地域交流事業を展開している。</p> <p>代表的なものとして下記のような行事・講座を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みしま・まちの玉手箱：地域の交流行事として定着しており、センターの利用者や地域住民の自己実現や交流の機会となっている。 ・ コミュニティバザーおたがいさまフェア：地域に縁のある方々の「出会いやつながりの場・居場所」に加え、SDGs の観点も持つ取組として実施している。 ・ 菜の花卓球大会：地域の学校、団体、機関が合同で開催する恒例行事となっている。 ・ 人権連続講座：人権に関する様々な問題に対し、テーマごとに学習できる連続講座を開講している。
取組を行う中での課題と成果、今後の展望等	<p>地域交流事業で展開する多種多様な行事や講座が、地域住民がセンターを知り、活用するきっかけとなっている。隣保館を知り、多様な情報に触れることは、住民の意欲を引き出すことにもつながっている。</p> <p><u>今後の展望として、日常の関わりの中で不安や困りごとに加え、やりがいや生きがい等、地域住民のニーズや希望をキャッチできる関係性構築に引き続き取り組む。子どもや若者、外国人、非識字者、職を失った方等々、多様な住民が存在することをふまえ、センターの居場所としての機能を活用し、誰もが安心して参加し自分を表現できる場づくり、活躍できる機会づくりを行っている。</u>（現地視察より）</p> <p>一方で、外国籍の方や場にアクセスすることが難しい方々へのアプローチは引き続き難しい状況がある。今後、こうした方々へのアプローチ方法をさらに検討していく必要がある。</p>

■ 隣保事業実施にあたっての当該自治体関係機関及び民間機関との連携状況

所轄部署以外の事業部署との連携や共同事業	<p>行政の各部局（福祉、健康、就労、住宅、保育、教育等各部局）等との連携を図っていることに加え、市内隣保館同士も連携している。多文化共生支援事業は市全体の事業として、市内の 3 館がそれぞれの場所で開催することに加え、共同で取り組むこともある。「ダイバーシティアート展」では、障害のある方・ない方が出品したアート作品を、他のセンターからの作品と、さらに障害事業所等からの作品と合わせて、市の中心部で一同に展示し、その後各センターを巡回展示している。</p> <p>相談に関しては、社会保険労務士による「くらし設計相談」や「おしごとじっくり相談」を各センターで実施しており、月 1 回の相談員連絡会で情報共有や交換、スキルアップを図っている。</p>
----------------------	---

<p>隣保事業の推進にあたって連携している地域の団体</p>	<p>連携を図っている団体の一つに NPO 法人ミカンがある。「ミカン」は 2004 年に設立され、同和対策事業特別措置法の期限切れや社会福祉基礎構造改革の流れの中で、地域福祉をベースに考える団体として立ち上がった。センターとは理念や目標を共有し、連携して活動している。センターからの委託事業として地域交流促進事業や相談機能強化事業を実施する他、茨木市からの委託を受けて若者の居場所支援（ユースプラザ事業）や子どもの学習生活支援事業、高齢者のコミュニティデイハウス事業等を実施しており、センターの施設を活用して各種事業に取り組んでいる。</p>
--------------------------------	--

■ 隣保館という施設のあり方 改修・建て替えと施設複合化

<p>隣保館施設において、隣保事業のほか複数の他の事業を実施する機関</p>	<p>以前は青少年会館が隣設されていたが、現在はいのち・愛・ゆめセンターの一部となっており、子どもや若者の生きづらさを抱える方への相談支援拠点（ユースプラザ）となっている。</p> <p>また、かつては老人憩いの間もあったが、現在は NPO 法人による高齢者の居場所事業や、センターによる高齢者向けのラジオ体操や囲碁将棋等の事業に変わっている。</p> <p>音楽室や子どもが遊べる多目的スペース、和室等の設備も設けており、様々な団体や個人が利用することで、センターを知ってもらうきっかけが増え、センターが実施している取り組みや情報を伝える機会も増えている。</p> <p>多目的スペースには書籍やテーブルが置かれ、開館中は誰でも利用できることから、地域の小学生が放課後に立ち寄り勉強したり遊んだり、談笑する等、地域に開かれた隣保館となる一助となっている。（現地視察より）</p>
<p>改修や建て替えの実施状況</p>	<p>2021 年度に外壁改修・屋上防水・空調設備更新を実施した。（老朽化等に対する修繕の実施）</p>

■ 隣保館による地域共生に向けた取組を推進するにあたっての課題と展望

<p>地域住民にとっての隣保館の存在意義</p>	<p>「あそこに行けば何とかなる」「話を聞いてくれる」という意識が、開設から 50 年が経過し住民の中に根付いてきている。</p>
<p>隣保館で今後取り組みたいこと、展望・ビジョン</p>	<p>被差別マイノリティの当事者がエンパワーメントされていくように、安心感や信頼感のもとに事業を進めていきたい。そのためには当事者の声を聴く相談活動を中心に取り組みを進め、総合的に対応し事業を展開していくことが必要となる。時代の流れとともに地域の課題は変わっていくため、当事者の声を聴きながら、機敏に変化に対応していく活動が求められている。</p>
<p>隣保館の取組内容の発信状況</p>	<p>センターだより（2 回／年）の発行、市広報誌への掲載、関係団体等への月 1 回の取組共有等を行っている。</p>
<p>他の隣保館との情報共有や実践共有の取組状況や他の隣保館から学びたいこと</p>	<p>市内及び近隣自治体の隣保館の連絡会の中で情報共有は常に実施しており、互いの良い取組や効果をシェアしている。今後もお互いの活動の良いところを学び合いながら事業を実施していきたい。</p>

(3) ゆう・ゆうプラザ（人権文化センター）（大阪府和泉市）

■ 基本情報（人的リソース、物的リソース、人材育成等について）

設立年		1977年	
職員数		9名	
職員情報	館長	雇用形態	市の正職員
		保有資格	甲種防火管理者
		勤続年数	2年
	職員1	雇用形態	市の正職員
		保有資格	甲種防火管理者
		主な役割	事業全般に関わる業務 人権啓発・広報事業 住民交流・居場所事業 地域福祉事業 貸し館事業 総務に関わる業務
		勤続年数	2年
	職員2	雇用形態	再任用職員
		保有資格	甲種防火管理者
		主な役割	事業全般に関わる業務 人権啓発・広報事業 住民交流・居場所事業 地域福祉事業 貸し館事業 総務に関わる業務
		勤続年数	19年
	職員3	雇用形態	市の正職員
		保有資格	—
主な役割		事業全般に関わる業務 人権啓発・広報事業 住民交流・居場所事業 地域福祉事業 貸し館事業 総務に関わる業務	
勤続年数		2年	
職員4	雇用形態	市の正職員	

		保有資格	看護師
		主な役割	事業全般に関わる業務 人権啓発・広報事業 住民交流・居場所事業 地域福祉事業 貸し館事業 総務に関わる業務
		勤続年数	2年
	職員 5	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	—
		主な役割	事業全般に関わる業務 人権啓発・広報事業 住民交流・居場所事業 地域福祉事業 貸し館事業 総務に関わる業務
		勤続年数	24年
	職員 6	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	—
		主な役割	事業全般に関わる業務 人権啓発・広報事業 住民交流・居場所事業 地域福祉事業 貸し館事業 総務に関わる業務
		勤続年数	5年
	職員 7	雇用形態	市の正職員
		保有資格	教員免許、保育士・幼稚園教諭免許
		主な役割	住民交流・居場所事業 総務に関わる業務 その他（図書室運営業務）
		勤続年数	5年
	職員 8	雇用形態	会計年度任用職員
保有資格		図書館司書	
主な役割		住民交流・居場所事業 総務に関わる業務 その他（図書室運営業務）	
勤続年数		7年	

外部人材（ボランティア、非常勤、他機関との協働等）の活用実態	<p>相談事業や子ども、高齢者、障がい者、マイリティや外国人等の支援を、それぞれの領域に強みを持つ地域の NPO 法人へ委託している。</p> <p>人権文化センターには図書館があり、図書館では有償ボランティアに運営に参加してもらっている。</p>	
パソコンの配備状況	<p>正規・非正規を問わず、職員人数と同じ台数のパソコンが配備されている。</p>	
通信環境	<p>通信環境は十分に整備されている。</p>	
高齢者や障害者等の利用者に配慮した設備	<p>備えている。</p>	
部落問題、その他の人権課題ならびに隣保事業等について学ぶ機会	<p>着任前：</p> <p>部落問題</p> <p>その他の人権課題</p> <p>隣保事業</p> <p>地域福祉計画や地域共生社会</p>	<p>着任後：</p> <p>部落問題</p> <p>その他の人権課題</p> <p>隣保事業</p> <p>相談支援やケースワーク等実務</p> <p>地域福祉計画や地域共生社会</p>
研修並びに人材育成の現状に関する問題点や課題	<p>市の職員が人権文化センターの運営に直接携わっているため、定期的に異動がある。スキルアップの途中で異動になってしまい、持続的な育成が難しい面がある。業務量と人材育成の両立の難しさも感じるところである。</p> <p>現状では、外部の研修会に加え、行政内部で実施される幅広いテーマの研修（福祉総務課が実施）にも参加している。</p> <p>※福祉総務課：人権文化センターの直轄課ではないが、同じように相談事業等を実施している背景もあるため、共通するテーマがある。</p>	

■ 隣保館の運用実態 所管部署と隣保館の関係

隣保事業を所管する自治体の担当部署	人権担当部署
所轄部署あるいは隣保館による運営方針や事業計画の策定とその共有状況	所轄部署が策定し、共有している。
隣保館と所轄部署との定例会議、情報共有の状況	必要があるときにはその都度会議を開催している。

■ 隣保館の基本的な機能と役割

「隣保館設置運営要綱」に記載されている9事業及び広域隣保活動事業等の実施状況	社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、地域福祉事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業等、幅広く実施している。中でも相談事業と地域交流事業には特に力を入れて取り組んでいる。
--	--

■ 地域課題把握に対する調査事業の取組

隣保館あるいは自治体による地域住民の実態調査と明らかになった地域課題	人権・男女参画室が2016年に人権意識調査を実施した。結果としては女性や子どもへの人権問題が確認された。同和問題も引き続き残っていることが見えてきた。インターネット上での性的マイノリティへの差別等も見受けられた。
地域課題に対し自治体と隣保館が行っている取組	テーマごとに特化した研修、センターでも広報誌での情報発信等の啓発事業を継続している。

■ 自治体における地域福祉計画の有無とその内容

策定状況	策定されている
人権課題解決の位置づけ	位置づけられている
隣保館の役割の記載	「みんなが生活しやすいまちづくり」として多様な機関と連携共同することが明記されている。相談事業等を通じた多様な主体との連携が図りやすくなる。計画策定時に関係各課からの意見聴取が実施されるため、人権文化センターも意見を述べている。

■ 地域共生に向けた主な取組

取組の内容	相談事業は委託による総合生活相談として実施している。月2回の専門職による心理カウンセリングも実施している。 相談内容は町会でのトラブル、些細ないざこざや子ども食堂への付き添い、家族のこと等々、多種多様である。進路について教育委員会と連携した生
-------	--

	<p>徒へのアドバイスも実施している。</p> <p>年に 2 回、支援方策委員会を実施している。福祉総務課、くらしサポート課、生活福祉課、大阪府保健センター等、相談事業を行う関係課が集まって相談事業に関する情報共有・意見交換を実施する機会となっている。担当者レベルでの会議も別途開催されている。</p>
取組を行う中での課題と成果	<p>複合的な課題を持つ相談者が多く、最初の相談以降、課題の内容は広がっていくことが多い。そうした時に連携体制の中で幅広く対応ができる（包括的対応が可能となる）メリットがある。</p>

取組の内容	<p>地域交流事業では、年 1 回のフェスティバル（住民・利用団体との交流）、伝承文化事業（盆踊り体験、講演会）等を実施している。</p> <p>体験を通じた住民同士の関係づくりにも貢献している。</p> <p>地域の盆踊り保存会との連携も図っており、運営にはNPO 法人職員の方々が関わっている。支援者間の連携構築の場としても機能している。</p>
-------	---

取組の内容	<p>住民の方等により設立された組織で、行政をはじめとした関係機関との意見交換・連携等を図りながら、公民協働によるまちづくり構想(地域案)の実現をはじめ、将来にわたって住み続けたい魅力あるまちづくりを推進するための活動を行うことを目的とした富秋中学校区等まちづくり検討会議にて、(仮称)多世代交流拠点施設についても協議を行っている。</p>
今後の展望	<p>「住民主体」という観点では、多様な取組の中で人権文化センターが「きっかけづくり」をするが、そのきっかけが実際にどのように住民に伝わり、住民の中で活かしていただけるかを今後検討していく。</p>

■ 隣保事業実施にあたっての当該自治体関係機関及び民間機関との連携状況

所轄部署以外の事業部署との連携や共同事業	<p>福祉部、市民生活部、都市デザイン部、子育て健康部、生涯学習部等と連携しながら、相談事業や地域の再生に取り組んでいる。</p>
隣保事業の推進にあたって連携している地域の団体	<p>NPO 法人等と連携し事業を進めている。連携先となる団体は地域の実態・実情をよく把握しており、これまでの経験やノウハウを活かしながら取り組んでいただいている。</p>
連携関係を広げるための取組や今後の課題等	<p>今後も連携の輪を広げていきたいと考えており、その第一歩として人権文化センターの共用スペースを活用していただくという施策がある。市の広報に乗せて広く周知をしているところである。</p>

■ 隣保館という施設のあり方 改修・建て替えと施設複合化

隣保館施設において、隣保	<p>人権文化センターの一角が共用スペースとなっており、市内の団体が活用で</p>
--------------	---

事業のほか複数の他の事業を実施する機関	きる場となっている。多様な機能を持つ団体がスペースを利用することで、人権文化センターの直轄ではないものの多様な機能を備えた施設となっている。
改修や建て替えの実施状況	完全な建て替えが予定されており、多世代交流施設となる予定である。 (2032年完成予定) 現状の機能に加え、青少年センターの機能も併せ持つものとなる。

■ 隣保館による地域共生に向けた取組を推進するにあたっての課題と展望

地域住民にとっての隣保館の存在意義	地域住民の福祉向上や人権の啓発拠点として、住民の交流等を総合的に行う開かれたコミュニティセンターである。共に生きる社会の実現を目指し、住民の自立支援と多様性を尊重する自立したコミュニティの中核を担う機能を持っている。
隣保館で今後取り組みたいこと、展望・ビジョン	同和問題だけでなく、男女差別やハラスメント、インターネット上の差別の書き込み等、日々変化する社会情勢に対応できるよう、人権問題の解決に向けた教育啓発をさらに充実させていきたい。より多くの市民や地域の方々に人権文化センターの役割を改めて周知し、活用してもらい、利用率の向上や開かれた施設を目指して運営できればと考えている。
隣保館の取組内容の発信状況	隣保館だよりを作成し、公共施設等にも配布している。 たより発行しない月には「ゆうゆうプラザニュース」と称して市の広報で情報発信に取り組んでいる。
他の隣保館との情報共有や実践共有の取組状況や他の隣保館から学びたいこと	大阪府人権福祉施設連絡協議会という連絡会議で情報共有を行っている。他の隣保館から学びたいこととして、NPO が企画している講演会やイベントについて、広く地域住民を含めた市民の方々に興味を持ってもらえるような呼びかけの方法がある。映画の上映会や食文化の体験はキャンセル待ちが出るほど人気がある一方で、啓発事業の講演は空席が目立つこともあるため、どうすれば住民の興味を引けるのかを学びたい。また、広報記事の充実や地域内外の方々への周知方法も学びたいと考えている。

(4) たつの市立総合隣保館（兵庫県たつの市）

■ 基本情報（人的リソース、物的リソース、人材育成等について）

設立年	1962年		
職員数	2名		
職員情報	館長	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	教員免許
		勤続年数	3年
	職員1	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	—
		勤続年数	3年
外部人材（ボランティア、非常勤、他機関との協働等）の活用実態	地区外からの外部委託による人材を活用している実績はない。年に10回程度、県外等からの視察には地域住民（地区推進員）に、歴史の経緯や地域産業の説明を依頼することもある。		
パソコンの配備状況	正規・非正規を問わず、職員人数と同じ台数のパソコンを配備している。		
通信環境	通信環境は整備されているが、所属自治体以外とのオンラインによる会議や研修には、外部機器を借用すれば参加可能。		
高齢者や障害者等の利用者に配慮した設備	備えている。		
部落問題、その他の人権課題ならびに隣保事業等について学ぶ機会	着任前： 部落問題 その他の人権課題 隣保事業	着任後： 部落問題 その他の人権課題 隣保事業	
研修並びに人材育成の現状に関する問題点や課題	たつの市民化推進協議会（自治会、老人会、PTA、市議会、市役所、民生委員、保護司、社会福祉協議会等、市内のあらゆる団体が参加して構成されている組織）が8月に主催する「人権文化をすすめる市民運動」や、学校区や各地区ごとに実施される研修会に参加している。 また、人権推進課が主催し、市内8カ所の隣保館が毎月1回市役所に集まり実施する「人権学習会」等に参加している。 研修会に、積極的に参加し、継続的に知識を身に着ける必要がある。		

■ 隣保館の運用実態 所管部署と隣保館の関係

隣保事業を所管する自治体の担当部署	人権担当部署（人権推進課）
所轄部署あるいは隣保館による運営方針や事業計画の策定とその共有状況	隣保館の運営委員会が策定し、地域の各種団体や住民に共有している。

隣保館と所轄部署との定例会議、情報共有の状況	隣保館と所轄部署の間で定例会議を開催し、国（厚生労働省・法務省・文部科学省等）の動き等を含む情報の共有を行なっている。
------------------------	---

■ 隣保館の基本的な機能と役割

「隣保館設置運営要綱」に記載されている9事業及び広域隣保活動事業等の実施状況	社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業を実施している。中でも地域交流事業には特に力を入れて取り組んでいる。
--	---

■ 地域課題把握に対する調査事業の取組

隣保館あるいは自治体による地域住民の実態調査と明らかになった地域課題	<p>たつの市部落差別の解消の推進に関する条例第6条に基づき、2019年に以下の実態調査を実施した。</p> <p>①たつの市市民人権意識調査 ②たつの市対象地区住民人権意識調査 ③たつの市対象地区住民生活実態調査 ④たつの市学校関係人権教育実態調査</p> <p>①及び②の調査から、同和地区住民で差別を受けたことがあると回答した人の割合が27.4%で、被差別の内容として、結婚が32.8%、職場が29.6%、生活が24.7%であること等が明らかとなった。</p> <p>また、人権侵害を受けて黙って我慢した人の割合は、①の調査で65.6%、②の調査で46.8%であること、人権侵害を受けて「市役所や法務局等」に相談した人の割合が①及び②いずれの調査も、わずか3.8%しかないことが分かった。</p>
地域課題に対し自治体と隣保館が行っている取組	<p>相談体制を強化するため、以下に取り組むこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事交流や研修会の強化（若年層の参加を図る） ・人権相談に関わる担当者の増員と資質の向上 ・部落差別等の人権相談に関わる機関のネットワーク化

■ 自治体における地域福祉計画の有無とその内容

策定状況	策定されている
人権課題解決の位置づけ	位置づけられている。
隣保館の役割の記載	「第二種社会福祉事業である隣保館活動への支援を行います」と明記されている。

■ 地域共生に向けた主な取組

取組の内容	相談事業では、人権相談だけでなく、健康相談、生活相談等、幅広い相談に対応している。
取組を行う中での課題	人権意識調査では、差別を受けている人がいることが明らかとなっているにも関わらず、被差別に関する相談は少ない。相談しやすい雰囲気づくりや隣保館の取組を更に周知していく必要がある。

取組の内容	地域巡回事業では、コロナ禍で件数は減ったものの、隣保館職員が地域住民を訪問し相談を受けている。
取組を行う中での課題	高齢者やひきこもりの相談があった方を対象に、隣保館で見かけなくなった場合等に実施しており、地域住民全員を対象に実施できているわけではない。各地域の民生委員や自治会長等にも協力を依頼して巡回することもある。

取組の内容	地域交流事業では、毎年 1 回隣保館まつりを開催している。地区住民のみならず、小学校区全域の住民が参加している。
取組を行う中での成果	<p>隣保館まつりは 2025 年度で第 29 回を迎え、約 800 人から 900 人の来場者がある。</p> <p>小学校区全域の住民が交流できている点は、隣保館まつりのメリットだと感じている。</p> <p>隣保館まつりでは、自治会が豚汁を提供したり、消防団が綿菓子を作ったり、NPO や社会福祉法人によるパンの販売等が行われている。ステージイベントでは、子ども園の園児や小学生の発表、中学生による吹奏楽の演奏、高齢者の民謡やカラオケの発表等も実施された。</p> <p>隣保館まつりを通して、子どもから高齢者まで、だれもが交流できる、一人一人が主役になれる場を提供しており、住民の主體的な社会参加を促す場となっている。</p>

■ 隣保事業実施にあたっての当該自治体関係機関及び民間機関との連携状況

所轄部署以外の事業部署との連携や共同事業	教育委員会部局の人権教育推進課と協力し、人権教育や啓発を行っている。人権教育推進課、学校教育における人権教育の推進や、地域・社会教育における人権啓発の推進を担当している。
隣保事業の推進にあたって連携している地域の団体	たつの市民生化推進協議会において、自治会、老人クラブ、PTA、市議会議員、まちづくり委員会、民生委員、社会福祉協議会、商工団体、小中学校、高校、特別支援学校、保育園、幼稚園、公民館、市職員等が協力し、人権啓発を実施している。

■ 隣保館という施設のあり方 改修・建て替えと施設複合化

改修や建て替えの実施状況	老朽化により、2023 年に建替えを実施した。
--------------	-------------------------

主な財源	総事業費は約 3 億円で、このうち約 1 億円については、国及び県補助金を活用している。
------	--

■ 隣保館による地域共生に向けた取組を推進するにあたっての課題と展望

地域住民にとっての隣保館の存在意義	たつの市では多数の外国人労働者がおり、外国人も含めた地域住民の交流の場として隣保館が存在していると考えている。 また、社会福祉施設として、生活困窮者等の支援を必要とする住民にとっても必要不可欠な施設である。 さらに、人権講演会等を通じて、地域住民が人権に関して共に学習する場としても存在意義がある。
隣保館で今後取り組みたいこと、展望・ビジョン	利用者数を増やし、人権課題を抱える地域住民が相談しやすい施設を目指す。
県内や県外の隣保館等との情報共有・実践共有の取組	市外や県外からの受け入れ際、活動内容や地元産業、人権教育等の活動内容を説明しており、隣保館まつりの視察もあった。県の隣保館連絡協議会の研修では、たつの市の実践発表も行っている。
隣保館の取組内容の発信状況	隣保館だよりは毎月発行している。隣保館まつりについては、市の SNS で広報している。
他地域の隣保館や関係機関に参考にしてほしい取組み	隣保館まつりを通じて多くの地域住民や地域団体と連携できており、隣保館まつりを通じた連携強化の取組は他の地域でも参考になるのではないかと感じている。

(5) 落合人権・福祉センター（岡山県真庭市）

■ 基本情報（人的リソース、物的リソース、人材育成等について）

設立年	1981年		
職員数	4名		
職員情報	館長	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	隣保事業士 教員免許、保育士・幼稚園教諭免許 スポーツ推進委員、初級パラスポーツ指導員
		勤続年数	12年
	職員1	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	調理師、ヘルパー2級
		勤続年数	20年
	職員2	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	—
		勤続年数	1年
	職員3	雇用形態	自治体の正職員
		保有資格	—
		勤続年数	1年
外部人材（ボランティア、非常勤、他機関との協働等）の活用実態	年に10回開催する「ふれあいの日」（地域住民に映画をみてもらったり、人権研修を受けていただくイベント）に、昼食の調理・配膳を手伝ってくれているボランティアの方が1名いる。		
パソコンの配備状況	隣保館にはパソコンは1台しか配備されていない。		
通信環境	通信環境は十分に整備されている。		
高齢者や障害者等の利用者に配慮した設備	—		
部落問題、その他の人権課題ならびに隣保事業等について学ぶ機会	着任前： 部落問題 その他の人権課題 隣保事業 地域福祉計画や地域共生社会	着任後： 部落問題 その他の人権課題 隣保事業 相談支援やケースワーク等実務 地域福祉計画や地域共生社会	
研修並びに人材育成の現状に関する問題点や課題	人権教育推進委員会（真庭市で人権問題に関わってきた有識者、議員、民生委員、教師、PTA代表等々が構成員）の活動の一環で、人権の啓発活動や住民向け研修やリーフレット作成等を行い、色々な差別があることを発信している。 その中で、同和問題のことも触れているが、2002年の法改正で「同和問		

	<p>題はもう存在しない」と考えている人もいる。加えて、人権課題が多様化・複雑化していく中で、人権学習の内容も広がっており、その結果として、同和問題に触れる機会が減少している事実があり、課題と捉えている。</p>
--	--

■ 隣保館の運用実態 所管部署と隣保館の関係

隣保事業を所管する自治体の担当部署	<p>人権教育については教育委員会が担当 人権問題への対応については生活環境部くらし安全課が担当（隣保館は生活環境部くらし安全課が所管）</p>
所轄部署あるいは隣保館による運営方針や事業計画の策定とその共有状況	<p>隣保館が策定し、共有している。</p>
隣保館と所轄部署との定例会議、情報共有の状況	<p>隣保館と所轄部署の間で定例会議を開催していないが、必要があるときにはその都度会議を開催している。</p>

■ 隣保館の基本的な機能と役割

「隣保館設置運営要綱」に記載されている9事業及び広域隣保活動事業等の実施状況	<p>社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業、隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業、広域隣保活動事業を実施している。中でも、地域交流事業、隣保館デイサービス事業及び相談機能強化事業に力をいれて取り組んでいる。</p> <p>また、上記以外にも、生活困窮者自立支援事業として、関係機関と連携し、家屋掃除や通院援助等の支援及び情報交換を行っている。</p>
--	--

■ 地域課題把握に対する調査事業の取組

隣保館あるいは自治体による地域住民の実態調査と明らかになった地域課題	<p>2020年に、市が人権に関する市民意識調査を実施した。その際、差別がある・ないと回答した方が半々だった。</p> <p>また、隣保館として調査は実施していないが、来館者及び電話での相談により実態を把握している。</p>
地域課題に対し自治体と隣保館が行っている取組	<p>隣保館を利用する方を対象に、年度当初に人権や同和問題に関する啓発活動を行っている。同和問題については、歴史的背景を踏まえて丁寧に伝えている。また、啓発活動に使う資料は時代と共に作り変えている。</p>

■ 自治体における地域福祉計画の有無とその内容

策定状況	策定されている。
人権課題解決の位置づけ	位置付けられている。
隣保館の役割の記載	<p>「生きがいの場・居場所づくり」の中で、「地域の集会所や公民館、隣保館等を活用し、身近なところで気軽に集える場や機会を設けます」、「文化センターや公民館、交流定住センター、隣保館等を地縁組織の活動拠点や地域活動支援の拠点として活用し、地域の活性化及び課題解決に取り組みます。」と記載されている。</p> <p>また、「人権啓発の推進」の中で、「生活総合相談窓口をはじめとする相談窓口において人権に関する相談に対応するとともに、隣保館や人権擁護委員による人権相談会の開催等、人権等に関する身近な相談の場の充実に努めます。」と記載されている。</p> <p>これらの記載は第 3 期の地域福祉計画から加わった。</p>

■ 地域共生に向けた主な取組

取組の内容	地域交流事業として、「200 円カフェ」を実施している。本取組は、全国隣保館連絡協議会の研修に参加した職員が、香川県高松市の田村文化センターが実施している「100 円モーニング」の様な取組ができないかということで、始まったもの。
取組を行う中での課題と成果	<p>養鶏場の関係者が、200 円カフェの話聞き、「無償で地域貢献します」ということで、卵を寄付してきた。</p> <p>かつて月 2 回開催していたものの、予算的な問題もあり、現在は月 1 回の開催となっている。隣保館まで足を運べない高齢者もいるため、高齢者が集まる施設で開催していたこともあったが、コロナ禍に中止となってしまった。（現在は落合人権・福祉センターのみで開催）</p>

取組の内容	隣保館デイサービスでは、年に 10 回実施している「ふれあいの日」で食事の提供を行っている。また、隣保館内に設置している「生活改善室」で器具を使った高齢者向けの運動支援を行っている。
取組を行う中での課題と成果	<p>高齢者向けの運動支援は、10 年前から取り組んでおり、認知症予防にも役立ててもらっている。開始当初は隣保館が主体となり実施していたが、器具を使うため、高齢者支援課が所管する地域包括支援センターにも協力いただきながら実施している。</p> <p>一方で、高齢化が進み、自分で隣保館まで移動できない高齢者が増えており、高齢者の来館回数が減ってきていることが課題となっている。</p>

取組の内容	相談機能強化事業では、ひきこもり状態の方を対象とした相談事業を実施している。今年で 9 年目の事業となる。
-------	---

	<p>月に 3 回相談日を設けており、スクールカウンセラー、長い間精神科のデイケアをされていた方、傾聴業務の経験がある方に相談員をしてもらっている。(この 3 名は隣保館職員ではなく、一般の方で、謝金を支払いお願いしている。)</p> <p>ひきこもり相談は、元中学教師である館長が昔の教え子に再開した際、ご両親が他界し、ひきこもり状態であったことが分かり、その方の相談を隣保館で聞くようになったことをきっかけに、より多くの方が同じような悩みを抱えているのではないかという問題意識を持つようになり、隣保館の相談事業として開始することとなった。</p>
取組を行う中での課題と成果	<p>開始当初は隣保館で抱えすぎており、行政や地域資源との連携がうまくできていなかった。現在は、落合地域振興局の保健師、本庁の健康福祉部福祉課、生活環境部くらし安全課、社会福祉協議会がケース会議を開催し、情報共有できており、福祉課が市のひきこもり支援を主導するようになった。また、地域の NPO 法人との連携も実施しており、ひきこもり状態の方が社会とのつながりを緩く持てるよう、野菜を切り売りする作業を紹介してもらおう等している。様々な主体と連携を深めることで、市の大切な事業の 1 つとなっている。</p> <p>一方で、専門職の人材が不足していることが課題である。連携先との人材交流等も進められるとよいが、実現は難しい。</p>

■ 隣保事業実施にあたっての当該自治体関係機関及び民間機関との連携状況

所轄部署以外の事業部署との連携や共同事業	健康福祉部福祉課とひきこもり支援を実施している。
隣保事業の推進にあたって連携している地域の団体	「ひきこもり支援プロジェクト会議」を立ち上げ、メンバーとして市の福祉課や社会福祉協議会、一般の方でひきこもり支援に力を入れて活動している個人の方、地域の相談役、保健所等が参加している。
連携関係を広げるための取組や今後の課題等	「ひきこもり支援プロジェクト会議」をより充実したものにしたい。具体的には、ピアサポーターとして、ひきこもりを経験した方にもメンバーとして参加いただきたいと考えている。そのため、ピアサポーターを養成するための研修会等を実施する必要がある。

■ 隣保館という施設のあり方 改修・建て替えと施設複合化

改修や建て替えの実施状況	建て替えをしたい思いはあるが、具体的な検討には至っていない。
--------------	--------------------------------

■ 隣保館による地域共生に向けた取組を推進するにあたっての課題と展望

<p>地域住民にとっての隣保館の存在意義</p>	<p>地域住民がいつでも寄れる場所、居場所となる必要があり、それが最も大切なことだと考えている。また、災害が起こった時の避難場所としても機能し、安心・安全が確保される場所であるべきだと思っている。</p> <p>同和地区の方や、差別を受けている方にとっては、相談しやすい隣保館であることが大切で、日常生活の中で、小さな困りごとをいつでも相談できる場所であることが、隣保館の存在意義と考えている。</p>
<p>隣保館で今後取り組みたいこと、展望・ビジョン</p>	<p>相談がある方が相談しやすい場作りをしていきたい。（具合的には、個室で相談できる場を設ける等）</p>
<p>隣保館の取組内容の発信状況</p>	<p>隣保館だよりは 3 カ月に 1 回月発行しているが、オンラインでの発信はしていない。</p>
<p>他の隣保館との情報共有や実践共有の取組状況や他の隣保館から学びたいこと</p>	<p>県の隣保館連絡協議会の研修等で事例紹介をすることもある。</p> <p>同和問題に関する地域の学習会の進め方は他の隣保館の事例も参考にしたい。</p> <p>ひきこもり相談については、相談事業の基本だと思うので、他の館でももっと積極的に取り組んでみても良いと思う。</p>

(6) 鳥取市中央人権福祉センター（鳥取県鳥取市）

■ 基本情報（人的リソース、物的リソース、人材育成等について）

設立年	1977年		
職員数	24名		
職員情報	館長	雇用形態	自治体の正職員
		保有資格	—
		勤続年数	8ヶ月
	職員 1	雇用形態	自治体の正職員
		保有資格	—
		勤続年数	3年
	職員 2	雇用形態	自治体の正職員
		保有資格	—
		勤続年数	5年
	職員 3	雇用形態	自治体の正職員
		保有資格	社会福祉士 産業カウンセラー キャリアカウンセラー 隣保事業ソーシャルワーカー 隣保事業士
		勤続年数	27年
		勤続年数	27年
	職員 4	雇用形態	自治体の正職員
		保有資格	—
		勤続年数	9年
	職員 5	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	—
		勤続年数	1年
	職員 6	雇用形態	自治体の正職員
		保有資格	卵ソムリエ
		勤続年数	1年
	職員 7	雇用形態	会計年度任用職員（嘱託・非常勤職員を含む）
		保有資格	保育士 幼稚園教諭2種
勤続年数		8年	
職員 8	雇用形態	会計年度任用職員（嘱託・非常勤職員を含む）	
	保有資格	隣保事業ソーシャルワーカー	
	勤続年数	3年	

	職員 9	雇用形態	会計年度任用職員（嘱託・非常勤職員を含む）
		保有資格	隣保事業ソーシャルワーカー
		勤続年数	1年
	職員 10	雇用形態	会計年度任用職員（嘱託・非常勤職員を含む）
		保有資格	隣保事業ソーシャルワーカー 医療事務
		勤続年数	1年
	職員 11	雇用形態	会計年度任用職員（嘱託・非常勤職員を含む）
		保有資格	産業カウンセラー ファイナンシャルプランナー 隣保事業士
		勤続年数	13年
	職員 12	雇用形態	会計年度任用職員（嘱託・非常勤職員を含む）
		保有資格	産業カウンセラー
		勤続年数	10年
	職員 13	雇用形態	会計年度任用職員（嘱託・非常勤職員を含む）
		保有資格	隣保事業ソーシャルワーカー
		勤続年数	16年
	職員 14	雇用形態	会計年度任用職員（嘱託・非常勤職員を含む）
		保有資格	社会福祉士 精神保健福祉士
		勤続年数	7年
	職員 15	雇用形態	会計年度任用職員（嘱託・非常勤職員を含む）
保有資格		社会福祉主事 介護福祉士	
勤続年数		1年	
職員 16	雇用形態	会計年度任用職員（嘱託・非常勤職員を含む）	
	保有資格	保育士 幼稚園教諭2種	
	勤続年数	1年	
職員 17	雇用形態	会計年度任用職員（嘱託・非常勤職員を含む）	
	保有資格	隣保事業ソーシャルワーカー	
	勤続年数	6年	
職員 18	雇用形態	会計年度任用職員（嘱託・非常勤職員を含む）	
	保有資格	産業カウンセラー 認定心理士	
	勤続年数	1年	
職員 19	雇用形態	会計年度任用職員（嘱託・非常勤職員を含む）	

		保有資格	栄養士 メンタル心理カウンセラー
		勤続年数	4年
	職員 20	雇用形態	委託先事業所の職員
		保有資格	隣保事業ソーシャルワーカー
		勤続年数	12年
	職員 21	雇用形態	委託先事業所の職員
		保有資格	産業カウンセラー
		勤続年数	6年
	職員 22	雇用形態	委託先事業所の職員
		保有資格	隣保事業ソーシャルワーカー
		勤続年数	6年
	職員 23	雇用形態	委託先事業所の職員
		保有資格	—
		勤続年数	1年
	職員 24	雇用形態	委託先事業所の職員
保有資格		看護師	
勤続年数		1年	
外部人材（ボランティア、非常勤、他機関との協働等）の活用実態	地域食堂は地域のボランティアの方に協力してもらっている。		
パソコンの配備状況	正規・非正規を問わず、職員人数と同じ台数のパソコンが配備されている。		
通信環境	通信環境は十分に整備されている。		
高齢者や障害者等の利用者に配慮した設備	ある		
部落問題、その他の人権課題ならびに隣保事業等について学ぶ機会	着任前： 部落問題 その他の人権課題	着任後： 部落問題 その他の人権課題 隣保事業 相談支援やケースワーク等実務 地域福祉計画や地域共生社会	
研修並びに材育成の現状に関する問題点や課題	市内にある他の隣保館（9館）は職員数が少ないので、本来業務と研修受講の両立が課題となっている。		

■ 隣保館の運用実態 所管部署と隣保館の関係

隣保事業を所管する自治	総務部人権政策局
-------------	----------

体の担当部署	
運営方針や事業計画の策定とその共有状況	所轄部署が策定し、共有している（ただし、隣保館が事業計画を策定する場合もある）
隣保館と所轄部署との定例会議、情報共有の状況	隣保館と所轄部署の間で定例会議を開催し、国（厚生労働省・法務省・文部科学省等）の動き等を含む情報の共有を行なっている。

■ 隣保館の基本的な機能と役割

「隣保館設置運営要綱」に記載されている9事業及び広域隣保活動事業等の実施状況	<p>社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業、隣保館サービス事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業を実施している。</p> <p>この他、生活困窮自立支援事業、重層的支援体制整備事業、地域食堂の推進、地域食堂ネットワークへの支援、孤独・孤立対策事業、フードサポート事業、食品アクセス確保対策事業にも取り組んでいる。</p> <p><u>地域食堂の推進、地域食堂ネットワークへの支援、孤独・孤立対策事業、フードサポート事業及び食品アクセス確保対策事業は「麒麟のまち圏域」（因幡（鳥取県東部）・但馬（兵庫県北但西部）圏域（鳥取県鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町、兵庫県香美町・新温泉町））を単位として実施している。（現地視察より）</u></p>
--	--

■ 地域課題把握に対する調査事業の取組

隣保館あるいは自治体による地域住民の実態調査と明らかになった地域課題	<p>2016年に、人権推進課が主体となり「同和（部落）問題等人権問題に関する意識調査」を実施した。</p> <p>また、2010年頃より隣保館の積み上げてきた相談支援事例の棚卸をはじめ、分析の結果、人権問題以外にも「福祉」「生活困窮」「住まい」「教育」等の具体的な相談事例が多く寄せられていたことが明らかとなった。</p> <p>ここ数年も、パワーハラスメントやLGBTQ等に関する相談は寄せられるが、生活に関する相談件数が多く、個別に差別を受けたという相談は少ない。</p> <p><u>一方で、例えば、就労の相談で来られても、しっかり話を聞くと、実は働きたいのに性的マイノリティに対する差別的な発言があって働きに行けない、といった背景が明らかになることがある。（現地視察より）</u></p>
地域課題に対し自治体と隣保館が行っている取組	<p>「生活していく上で困難を抱えることは」は人権問題であると捉え、人権侵害・差別をはじめ、福祉、就労、生活困窮、教育、住宅、環境等の各分野にわたる相談に対応している。このため、中央人権福祉セ</p>

	<p>ンターは専門的相談窓口ではなく、包括的な相談支援機関を担う場 であると考えており、これを関係機関へ周知・啓発してきた。</p> <p>その結果、2015 年に生活困窮者自立支援事業を、2022 年には 重層的支援体制整備事業を実施することとなり、相談者の属性や世 代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止める体制を整備して いる。</p> <p><u>実際の相談では、本人が本当に困っていることは何かを見極められる よう、相談者が表現する最初の言葉を、いったん主訴として受け止め つつも、実際の主訴ではない場合もあることを意識して、しっかり時間 を取って話を聞くことを重視している。（現地視察より）</u></p>
--	--

■ 自治体における地域福祉計画の有無とその内容

策定状況	策定されている
人権課題解決の位置づけ	あり
隣保館の役割の記載	<p>計画には「中央人権福祉センターに設置しているパーソナルサポートセ ンターにおいて、経済的困窮をはじめ、多岐にわたる生活課題への相 談に対応」してきた旨が記載されている。さらに、「中央人権福祉セン ターと地区で気軽に相談できる常設型の場とのネットワークの構築を進 める」旨が記載されている。</p> <p>また、市の社会福祉協議会の役割として、中央人権福祉センターとの 連携強化が明記されている。</p>

■ 地域共生に向けた主な取組

取組の内容	<p>こどもや高齢者を対象とした「地域食堂」の立ち上げ支援や運営補 助、食事配布等を実施している。食堂運営団体・支援企業・行政の 三者が連携する場として「地域食堂ネットワーク」を立ち上げており、民 間の知見やリソースも活用しながら「地域食堂」の設置等を進めてい る。</p>
取組を行う中での課題と成 果	<p>2015 年から自立支援機関の運営を開始するとともに、小中学生を 対象とした学習支援を行う中で、家庭で十分な食事がとれていない （給食だけが唯一の食事等）子どもがいることが明らかとなり、支援ス タッフが業務時間外のボランティアでおにぎりや味噌汁を提供するよう になった。</p> <p>この取組が「地域食堂」として確立され、2017 年には地域食堂を普 及させるため、地域食堂ネットワークの構築と食材確保・安定供給の</p>

	<p>仕組みづくりを中央人権福祉センターが担うことが、「第 1 期鳥取市子どもの未来応援計画」に明記され、2025 年 3 月末現在で、市内に 43 か所（約 80%の小学校区）の地域食堂ができた。将来的には全小学校区に「地域食堂」を設置することを目指している。</p> <p>「地域食堂」は市民が気軽に相談できる場としても機能している。食事をしながらの何気ない会話から、困っている様子を感じたら、関係機関と連携しながら支援を検討している。「地域食堂」を運営している側も、気になることがあれば中央人権福祉センターにつないでもらうようにしている。</p> <p>また、生活困窮世帯や地域食堂への食材提供の拠点にもなっており、センター内に冷蔵庫・冷凍庫・米の保管設備を設置し、食材の集荷・管理も行っている。鳥取県隣保館連絡協議会との共同のもと、県内には東部、中部、西部に 7 か所の拠点（ハブ）があり、中央人権福祉センター（ロジ拠点）からハブ拠点に食材を配布している。配布にあたっては、社会福祉法人等の民間企業が車両を手配してくれる等、関係機関と連携しながら地域食堂が機能するよう、調整等を行っている。（現地視察より）</p> <p>中央人権福祉センターは市役所の総務部に設置されているため、行政内部での連携はしやすいと感じている。</p>
--	--

取組の内容	啓発事業として、中央人権福祉センターの担当職員が中心となり、「人権と福祉のまちづくり講座」を実施している。
取組を行う中での成果	地区の隣保館（中央人権福祉センター以外の隣保館）では、公民館と連携して地域の文化祭を共催しているが、その中で「人権と福祉のまちづくり講座」を実施することもあり、地域の施設と連携した取組にもなっている。

取組の内容	<p>国の孤独孤立対策推進法の成立に先んじて、2022 年 12 月から「つながりサポーター」を宣言し、養成研修を開始した。研修は当初 1 日研修として設計していたが、ハードルが高すぎるとの意見があり、3 時間程度の研修に変更した。</p> <p>サポーターの役割は、周辺に困難を抱えていそうな人に「気づき」、中央人権福祉センターや支援機関に「つなぐ」ことだけに特化し、その後の見守りや継続的関与は求めないハードルの低い設計にしている。研修修了者には修了証（市長名）とオリジナルバッジを交付し、登録制度により継続的につながる仕組みを構築している。（現地視察より）</p>
取組を行う中での課題と成	2022 年度の開始から現在までに 870 人が登録し、20 代から

果	<p>70代まで幅広い年齢層が参加している。最近になり、つながりサポーターの方から、つながりが必要だと感じる人について、中央人権福祉センターに情報提供がくるようになり、確実に地域に浸透していると感じている。参加者からは「修了証をもらってから、周りの人を意識的に見るようになった」との声があり、地域で気にかけて合う人が増えている。また、鳥取モデルが国の施策に影響を与え、内閣府が同名称を採用する等全国的な評価を得ている。</p> <p>今後は、認知症サポーターやゲートキーパー等類似の取り組みとの統合を検討し、キャリアパスのような形で段階的に関わりを深めていける仕組みづくりが求められている。(現地視察より)</p>
---	---

■ 隣保事業実施にあたっての当該自治体関係機関及び民間機関との連携状況

所轄部署以外の事業部署との連携や共同事業	<p>総合的な相談体制は中央人権福祉センターが中心となり整備しているが、障害者・高齢者・子ども等、分野ごとの専門的な相談体制は福祉部局において整備されており、お互いに連携して相談対応をしている。</p>
隣保事業の推進にあたって連携している地域の団体	<p>社会福祉協議会や地域包括支援センター、民生委員等と連携して「地域共生社会推進連絡会」を定例で開催し、個別ケースへの対応や地域課題について検討している。</p> <p>社会福祉協議会とは生活困窮者自立支援を実施する中で協働し始めた。社会福祉協議会は地域づくりに強みを持っており、中央人権福祉センターは相談対応に強みを持っているため、お互いの強みを活かしながら連携している。</p> <p>複数の関係機関が連携することで、1機関だけでは対応できないようなケースにも対応できる体制が整備されており、関係者からは「中央人権福祉センターが中心となって関係機関とつながることができ、気持ちが楽になった」という声も上がっている。(現地視察より)</p> <p>福祉分野に限定せず、様々な分野の団体や企業が地域課題を把握しているため、中央人権福祉センターの取組をより多くの団体や企業が認知し、連携した取組に発展するよう、取組の更なる周知を行いたい。</p>

■ 隣保館という施設のあり方 改修・建て替えと施設複合化

改修や建て替えの実施状況	<p>2018年に屋上防水、2020年に外壁改修、2025年に内部改修を実施している。</p> <p>また、少子高齢化で税収が減るため、今後隣保館や地域の施設の運営も効率化をしていく必要があり、2027年には河原コミュニティセンターと社会福祉協議会、人権福祉センターの3つの機能を統合する</p>
--------------	--

	ための改修を行う予定である。
--	----------------

■ 隣保館による地域共生に向けた取組を推進するにあたっての課題と展望

地域住民にとっての隣保館の存在意義	制度の狭間で課題を抱えている人が増えていく中で、このような方への対応をしっかりと行っていくことが中央人権福祉センターの役割だととらえており、地域住民の方にもそのような認識を持って頂いていると良いなと思う。
隣保館で今後取り組みたいこと、展望・ビジョン	<p>少子高齢化が進む中で、人権福祉センターを現状のまま維持することは難しいのかもしれないが、万が一センターの数が減ったとしても、今までセンターが果たしてきた役割を継続して果たせる仕組みづくりを検討する必要があると考えている。</p> <p>また、中央人権福祉センターで中心的な役割を担う職員が変わってしまった場合、事業の継続性が課題となる。対応策として、2026年4月に一般社団法人を設立する計画を進めており、行政の担当者も含めた官民連携のプラットフォームとすることで、担当者が変わっても課題の議論が継続できる仕組みを構築することを検討している。共有された価値観を持つ組織を作ることで、一部の人がいなくなっても継続性を保てるようにすることを目指している。（現地視察より）</p>
隣保館の取組内容の発信状況	センターだよりや、市報による発信を行っている。市のHPやSNSでも情報発信している。つながりサポーターに登録されている方はLINE登録がされているので、孤独・孤立対策に限らない研修等の情報を受け取ることができる。
他地域の隣保館や関係機関に参考にしてほしい取組	中央人権福祉センターでは、隣保事業以外にも、生活困窮者自立支援制度を始め、重層的支援体制整備事業や孤独・孤立対策事業、地域食堂に関する事業等、幅広く実施しているが、隣保館の職員が主体的に考えて取組み、10年以上かけて現在の姿になっている（一朝一夕で出来たわけではない）という点は、理解いただきたいと考えている。

■ その他の特徴的な取組等

地域福祉計画に隣保館活動が位置付けられた背景・経緯、計画に基づく自治体等と連携した活動等	<p>生活困窮者自立支援制度を隣保館で実施することとなり、隣保館が地域福祉計画に位置付けられるようになった。現在は、孤独・孤立対策における中央人権福祉センターの取組についても記載されている。</p> <p>また、「地域食堂」に関する取組や中央人権福祉センターの役割については、地域福祉計画に限らず、市の様々な計画に記載があり、実際に地域食堂の設置が促進されている。（2025年3月末現在、小学校区充足率は74.4%）</p>
--	--

(7) 松江市立菅田会館（島根県松江市）

■ 基本情報（人的リソース、物的リソース、人材育成等について）

設立年	1978年		
職員数	3名		
職員情報	館長	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	教員免許
		勤続年数	2年
	職員1	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	隣保事業士
		主な役割	事業全般に関わる業務 相談業務 人権啓発・広報事業 住民交流・居場所事業 地域福祉事業 貸し館事業
		勤続年数	33年
	職員2	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	教員免許
		主な役割	事業全般に関わる業務 相談業務 人権啓発・広報事業 住民交流・居場所事業 地域福祉事業 貸し館事業
勤続年数		2年	
外部人材（ボランティア、非常勤、他機関との協働等）の活用実態	<p>館の特徴として地域の社会資源に恵まれ、ボランティア等との関わりが多い。</p> <p>会館利用者の中で栄養士等の資格をもっている方が子ども向けの活動等で講師をしていただくほか、健康講座や教養講座では地域の方々で得意な分野がある方に来ていただく等している。また、松江市立病院のドクター、看護師、薬剤師、栄養士が無償で健康講座を実施してくださったりもしている。さらに、市の介護保険課から認知症のお話、工業高等専門学校の出前授業、社会福祉協議会の方の講話、交番や交通安全協会からの交通安全についてのお話、地域の方からの喫茶や食堂の食材提供、地域の学校や大学の先生、学生ボランティア等、多岐にわたる協力をいただいている。</p>		

パソコンの配備状況	職員人数と同じ台数のパソコンが配備されている。	
通信環境	ネット、メールがつながる PC は1台ある。Wi-Fi等の通信環境はない。	
高齢者や障害者等の利用者に配慮した設備	—	
部落問題、その他の人権課題ならびに隣保事業等について学ぶ機会	着任前： —	着任後： 部落問題 その他の人権課題 隣保事業 相談支援やケースワーク等実務 地域福祉計画や地域共生社会
研修並びに材育成の現状に関する問題点や課題	着任当初から様々な事業が始まるため、事前に研修をされた上で職員として勤めていただくことが望ましいと感じる。特に人の交代が起きた時には、採用になってから研修を受けていただくことになるが、知識の習得には一定の期間を要するため新任職員は着任当初苦労されることが多い。研修の機会は全国隣保館連絡協議会や島根県隣保館連絡協議会が実施する研修会が主なものとなっている。	

■ 隣保館の運用実態 所管部署と隣保館の関係

隣保事業を所管する自治体の担当部署	松江市市民部人権男女共同参画課
所轄部署あるいは隣保館による運営方針や事業計画の策定とその共有状況	隣保館が策定し、共有している。
隣保館と所轄部署との定例会議、情報共有の状況	隣保館と所轄部署の間で定例会議を開催し、市の人権施策等の情報の共有や周知、諸連絡、人権に関わる研修等を行っている。

■ 隣保館の基本的な機能と役割

「隣保館設置運営要綱」に記載されている9事業及び広域隣保活動事業等の実施状況	社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、地域福祉事業等に取り組んでいる。 特に、啓発・広報活動事業、地域交流事業、地域福祉事業には力を入れている。
--	---

■ 地域課題把握に対する調査事業の取組

隣保館あるいは自治体による地域住民の実態調査と明らかになった地域課題	生活実態調査、人権意識調査、及び部落差別についての実態調査を実施した（2022年）。 生活実態調査からは、年代ごとに異なる困りごとが見えてき
------------------------------------	---

	<p>た。特に社会活動の活発な 30～50 代の方に困りごとが多いというデータが出ている。経済状況の困りごとは特に 50 代が多かった。家庭の不安感は一入暮らしの世帯や高齢者に多く見られた。また、会館を利用している人の中でも相談相手がいない人が一定数おり、そういった方々がいるということを意識して事業を展開していく必要があると職員で話し合った。</p>
<p>地域課題に対し自治体と隣保館が行っている取組</p>	<p>事業の工夫や事業へのかかわり方に関する意識改革を職員全体で進めている。また、地域住民と触れ合う機会を職員が多もち、関係機関や相談事業につなげることを意識するとともに、職員のスキルアップをめざして積極的に研修会に参加している。</p> <p>さらには、広報誌や口コミ等で会館の事業や相談事業の周知を図っている。</p> <p>年に人権研修会を 3 回行い、研修の形態や講師の選定等工夫をして地域全体の人権意識を高めるよう取り組んでいる。特に最も多くの人が集まるまつりの記念講演では毎年必ず同和問題に関する研修を取り入れている。</p>

■ 自治体における地域福祉計画の有無とその内容

策定状況	策定されている
人権課題解決の位置づけ	位置付けられている
隣保館の役割の記載	<p>計画には「公民館と地区社協をはじめ、隣保館、関係機関との連携を図り、地域福祉活動、人権のまちづくりを一層推進します」と記載されており、地域福祉活動や人権のまちづくりについて隣保館が一定の役割を果たすことが示されている。</p> <p>公民館が地域福祉という意味で目立つ部分ではあるが、隣保館も社会福祉施設として様々な事業を行っており、地域福祉計画の更新の際に明記するよう主管課としても意識している。隣保館も福祉の一角を担っているという自負を持ち、計画の策定時には会館からも意見を出し計画の内容に積極的にかかわっていく。</p>

■ 地域共生に向けた主な取組

取組の内容	<p>特に啓発に力を入れ、年 3 回、年度初め、ふれあいまつり（10 月）、年度末に人権研修会を開催している。また、月 1 回の広報誌と年度末の館報で人権に関する内容を啓発している。会館掲示で小中学校の人権教育の取組や人権ポスター等を掲示したり、来場者が多いふれあいまつりでは啓発展示で様々な人権啓発に関する展示コーナーを設けたりしている。</p>
-------	--

取組を行う中での課題と成果	<p>隣保館が相談事業を行っているということがなかなか浸透していないという現状がある。</p> <p>広報誌や口コミで、会館には相談事業があり、関係機関にもつなげてくれるということを周知している。困ったことがあった時に会館に電話がかかってくることもあった。</p>
---------------	--

取組の内容	<p>地域（公民館区）の就労継続支援 B 型事業所等との連携を目的に、本年度はマルシェを行った。地域の就労継続支援 B 型事業所に声をかけ、マルシェを実施することで、地域の方と触れ合い、地域の事業所の存在を知る機会になるとともに、そこで働いておられる方の社会参画の場となった。また、ふれあいまつりで掲示コーナーを設け、啓発にもなった。</p>
取組を行う中での課題と成果	<p>かなり多くの方が来場され、啓発につながった。</p> <p>一方で、事業所の関係者の家族や知り合いの来場が多く、さらに広く地域の方々が来てくださるような工夫や PR の仕方が必要である。</p>

取組の内容	<p>県外からの方も多く、母親の孤立が課題となっている。ベビーマッサージを行い、会館事業につなげて母親同士や地域とのつながりができるようにして母親の孤立を防ぐことを意識している。</p> <p>また、少子高齢化や会館利用者の固定化が課題となっているため、県の隣保館活動支援事業を利用して世代間交流や新しい利用者を取り込むために e スポーツを取り入れた。島根県 e スポーツ連合に委託し、菅田まちづくり会の交流事業として行ったものであるが、県内の各隣保館にも広げていこうという動きにもつながった。e スポーツのゲーム機等を購入し、子どもの活動やスポーツ交流活動にも使用している。</p>
-------	---

■ 隣保事業実施にあたっての当該自治体関係機関及び民間機関との連携状況

所轄部署以外の事業部署との連携や共同事業	<p>社会福祉協議会（喫茶等での保健指導等）</p> <p>介護保険課（認知症カフェ）</p> <p>地域人権・同和教育推進協議会（公民館：事務局）と共催で研修等を行っている。</p>
隣保事業の推進にあたって連携している地域の団体	<p>島根大学：調査設問設計の助言・協力を得ている。</p> <p>健康福祉短期大学：親子活動（読み聞かせ・ゲーム）に教員・学生の協力を得ている。</p> <p>松江高専：出前授業に協力いただいている。</p>

■ 隣保館による地域共生に向けた取組を推進するにあたっての課題と展望

地域住民にとっての隣保館	居場所、交流の場、相談の場、研修の場として重視されている。
--------------	-------------------------------

の存在意義	
隣保館で今後取り組みたいこと、展望・ビジョン	意識調査からも「ここに来ると安心して利用できる、楽しい場だな」と感じてもらえることが重要だということが見えてきた。そこで、利用しやすい雰囲気づくり（職員の気配り・声かけ・来やすさの向上）や研修・啓発の充実（住民ニーズ・講師選定・ジャンルの最適化）、連携のさらなる拡大（関係機関の事業参加促進、PR強化）をめざしたい。加えて島根県隣保館連絡協議会での研修の場を活用した県内隣保館との情報共有も引き続き行っていきたい（コロナ後に再開し有効に機能している）。
隣保館の取組内容の発信状況	館報、広報誌等で取組について発信している。
他地域の隣保館や関係機関に参考にしてほしい取組	県の隣保館支援事業を利用した、世代間交流や若い世代を巻き込み満足感につながる取組を行っている。こうした事業は県の理解と方針がなければ難しいかもしれないが、全国的に広がっていけばよいと感じている。
他の隣保館との情報共有や実践共有の取組状況や他の隣保館から学びたいこと	多世代が参加できる事業の工夫（コンテンツ設計・導線作り）や連携の構築・アプローチの仕方（連絡先、関係構築プロセスの具体手法）を学びたい。

(8) 高松市田村文化センター（香川県高松市）

■ 基本情報（人的リソース、物的リソース、人材育成等について）

設立年	1966年		
職員数	6名		
職員情報	館長	雇用形態	自治体の正職員
		保有資格	社会福祉主事
		勤続年数	8ヶ月
	職員1	雇用形態	自治体の正職員
		保有資格	社会福祉主事
		勤続年数	36年
	職員2	雇用形態	自治体の正職員
		保有資格	社会福祉主事
		勤続年数	5年
	職員3	雇用形態	自治体の正職員
		保有資格	社会福祉主事
		勤続年数	2年
	職員4	雇用形態	自治体の正職員
		保有資格	社会福祉主事
		勤続年数	8ヶ月
職員5	雇用形態	会計年度任用職員	
	保有資格	教員免許、保育士・幼稚園教諭免許	
	勤続年数	3年	
外部人材（ボランティア、非常勤、他機関との協働等）の活用実態	プログラミング教室や子育て支援事業（英語を使ったベビーヨガやタッチケア等）をNPO法人と協働して実施している。		
パソコンの配備状況	正規・非正規を問わず、職員人数と同じ台数のパソコンが配備されている。		
通信環境	庁内の部署との通信環境は整備されているが、外部につながる通信環境は整備されていない。 職員用にLGWAN（総合行政ネットワーク）に接続できる環境は整備されているが、Wi-Fi等利用者向けの通信環境はない。		
高齢者や障害者等の利用者に配慮した設備	ある（段差解消スロープ、手すり、多機能トイレ、車椅子専用駐車場等）		
部落問題、その他の人権課題ならびに隣保事業等について学ぶ機会	着任前： その他の人権課題	着任後： 部落問題 その他の人権課題	

	隣保事業 相談支援やケースワーク等実務 地域福祉計画や地域共生社会
研修並びに人材育成の現状に関する問題点や課題	<p>着任当初から様々な事業が始まるため、事前に研修を受けた上で職員として勤めることが望ましいと感じる。特に人の交代が起きた時には、採用になってから研修を受けることになるが、知識の習得には一定の期間が要するため新任職員は当初は苦勞することが多い。</p> <p><u>このため、香川県隣保館連絡協議会（県及び隣保館設置 8 市 5 町で組織）では、様々な人権課題に関する対面での研修やグループワーク、県外研修等を通じて館職員の人材育成に力点を置いた事業を通年でやっている。</u></p> <p><u>また、県においても相談援助研修を実施しており、当該研修は、隣保館職員が相談業務で直面する課題に対応するために立ち上がったもので、2006年に県が主体となり、四国学院大学と提携した単年度事業として開始された。</u></p> <p><u>単年度では効果が限定的であるとの認識から、翌年は香川県隣保館連絡協議会の研修として継続された。その後、福祉課題の増加に伴い、県が改めて「相談援助研修」として導入し、現在に至っている。</u></p> <p><u>当初は隣保館職員が対象だったが、現在は県が主体となり、隣保館職員だけでなく、社会福祉協議会の福祉職員や教員も対象としている。（現地視察より）</u></p>

■ 隣保館の運用実態 所管部署と隣保館の関係

隣保事業を所管する自治体の担当部署	<p>人権担当部署（人権男女共同参画推進課）</p> <p><u>※香川県総務部人権・同和政策課も人権政策担当課として隣保館職員を対象とした研修を実施する等、隣保館の取組を支援している。（現地視察より）</u></p>
運営方針や事業計画の策定とその共有状況	隣保館が策定し、共有している。
隣保館と所轄部署との定例会議、情報共有の状況	隣保館と所轄部署の間で定例会議を開催し、国（厚生労働省・法務省・文部科学省等）の動き等を含む情報の共有を行なっている。

■ 隣保館の基本的な機能と役割

「隣保館設置運営要綱」に記載されている9事業及び広域隣保活動事業等の実	相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、地域福祉事業、地域交流促進事業を実施しており、いずれも重要な事業として取り組んでいる。
-------------------------------------	---

施状況	
-----	--

■ 地域課題把握に対する調査事業の取組

隣保館あるいは自治体による地域住民の実態調査と明らかになった地域課題	<p>高松市人権・男女共同参画推進課において、5 年毎に、広く市民を対象とした人権に関する市民意識調査を実施しており、直近では 2022 年に実施した。また、同課において、2024 年に部落差別についての実態調査も実施している。</p> <p>人権意識は確実に高まっているものの、調査からは、今なお結婚や就職等を中心に差別意識が残っていることから、更なる啓発が必要であると考えている。</p>
------------------------------------	--

■ 自治体における地域福祉計画の有無とその内容

策定状況	策定されている
人権課題解決の位置づけ	あり
隣保館の役割の記載	<p>なし</p> <p>※隣保館を所管する部局と地域福祉計画を策定する部局が異なっていることが、隣保館の役割の記載がない要因の 1 つであると考えられる。</p> <p>※地域福祉計画において、隣保館の役割を個別具体的に記載していないが、実施している住民からの生活全般にわたる各種相談や人権課題の解決のための現地研修、社会教育学級やふれあい教室等の地域交流事業、高齢者見守り訪問や近隣施設訪問等の周辺地域巡回事業、また、小・中学生学習会や健康体操等の地域福祉事業、生活困窮者の自立支援への取組等の各種事業は、地域福祉計画における基本目標を達成するために必要な事業と位置付けている。(高松市)</p> <p>※2024 年 3 月に香川県地域福祉支援計画を策定し、本計画の重点課題の一つに「ともに支え合う地域づくり」を掲げている。地域における多様な主体が地域の担い手となり、一人暮らしの高齢者や障がい者、子育て家庭等に対する声掛けや見守り、相談対応、居場所づくり、交流活動等、様々な活動に取り組み、その連携を強化することとしており、隣保館はそのような活動を行う主体の一つとして考えている。</p> <p>(香川県)</p> <p>※香川県の総合計画である「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」においては、「隣保館における相談事業の支援」が「人権擁護活動の充実」に関する施策の 1 つとして位置付けられている。また、「人権啓発の推進」においても、地域のコミュニティ施設である隣保館等が、「住民に身近な人権啓発の拠点としての機能を十分に果たすことができるよう支援に努め」とされている。(現地視察より)</p>

■ 地域共生に向けた主な取組

取組の内容	<p>相談事業は隣保館の要となる事業と考え、日常的な些細な相談から複雑化したものまで受け付けており、相談内容に応じて関係専門機関につなぐ等、課題の解決にワンストップで対応している。</p> <p>行政の縦割りを超え、あらゆる相談に応じる「なんでも屋」として機能している。<u>(現地視察より)</u></p>
取組を行う中での課題と成果	<p>相談業務では、必要に応じて福祉部門、教育部門、民間の事業所、社会福祉協議会等と連携して対応している。</p> <p>また、職場体験学習にきた不登校の生徒に対し、学校や教育委員会と連携し、隣保館が学びの場として学習支援や交流活動等を提供することで、出席扱いにするといった柔軟な支援を行った事例もある。</p> <p>また、保健師と連携し、地域の 65 歳以上の高齢者世帯を対象とした全戸訪問を実施し、困りごとの把握や健康状況の把握に努め、隣保館で実施するイベントの案内等を行っている。また、ケアマネジャーと連携し、利用者の状況把握や病院への付き添い、施設入所支援等もを行っている。行政手続きが不慣れな高齢者のマイナンバー手続きを支援することもあり、住民の生活上の困りごと全般に対応している。</p> <p>隣保館だけでは対応が難しいケースについては適切な専門機関につなぐこともあり、これも隣保館の重要な役割だと認識している。<u>(現地視察より)</u></p> <p>また、必要に応じて市の生活保護担当ワーカーと連携することもあり、隣保館が地域の実態を把握していることから、連携先から相談が来る場合もある。</p> <p>民間企業等との連携にあたっては、隣保館の実践と実績をより一層発信し、隣保館がどのようなことをやっている施設なのかを知ってもらう必要がある。</p>
取組の内容	<p>啓発事業として、市内の小中学校や自治体職員、企業を対象に研修を実施し、隣保館や地域の実情への理解促進に努めている。</p> <p>また、「交流を通じた啓発」として、文化祭を通じた人権啓発等に取り組んでいる。<u>(現地視察より)</u></p>
取組を行う中での課題と成果	<p>部落問題については現地にきて、現地の状況や歴史背景を知ってもらうことが重要であると考え、以前はフィールドワークで地域内を歩いてもらっていたが、見せ物ではないという声があり、現在は隣保館で地域の実情や差別の現状、歴史的背景を含めた啓発事業を行っている。</p> <p>開催頻度はかなり多く、特に学校が長期休みに入ると、ほぼ毎日のように教職員を対象とした現地研修を行うことが多い。自治体の幹部職員や民間企業からも、人権を担当する部署の方が受講に来られている。</p> <p>隣保館の文化祭等の交流事業を「啓発」の機会と捉え、近隣の小中学校の</p>

	<p>児童生徒や保育所園児の作品、講座生の作品を展示する文化祭を開催し、来場者が自分の孫や子ども等の作品をきっかけに初めて隣保館を訪れ、そこで初めて啓発展示に触れて、人権について学んだり興味を持ってもらえる機会としている。</p> <p>また、毎年異なるテーマを設定し、特設展示も実施している。過去には水俣病問題等も取り上げた。</p> <p>啓発活動は単なる展示で終わらず、中学校の学習教材にまで展開されることがある。例えば、水俣病問題の展示をきっかけに、学校の授業で水俣病から何を学び、どう行動できるかを考える人権学習へと発展している。</p> <p>また、県からは、これまでの展示資料を多くの人に見てもらえるよう、人権啓発展示室に展示させてほしいとの依頼も受けている。</p> <p>一方で、高齢層を中心に、隣保館がいわゆる被差別地域の人だけが利用できる施設であるという旧来の認識が残っており、この「見えない壁」をいかに打破するかが課題となっている。若い世代や近隣住民には開かれた施設として認識されつつあるが、年齢層による認識の差が存在している。</p> <p>また、特に最近では、差別の問題が身近に感じられにくく、一般の人々に人権問題への興味・関心を持ってもらうことが難しい場合もある。啓発活動を通じて、過去のこと、他人ごとではなく、自分事として身近な問題と捉えてもらうための工夫が求められている。</p> <p>(現地視察より)</p>
--	---

取組の内容	地域交流事業として、高齢者が集える場（100円モーニング、いきいき健康体操。カラオケ等）を提供し、安否の確認や日常生活の困り事の確認を行っている。
取組を行う中での課題と成果	<p>20年ほど前から香川県隣保館連絡協議会、香川県、県内隣保館設置自治体、各隣保館が協力して5年毎に隣保館利用状況調査を実施しており、ある時、高齢者から安心して集える居場所が欲しいという意見があったことを契機として、「ふれあい喫茶 100円モーニング」を始めた。現在は、高齢者からの要望に応える形で、100円モーニングの他にも、いきいき健康体操、ここに健康教室、ものづくり教室等を週に1回提供している。</p> <p>定期的に集まる場を設けることで、高齢者の困り事を早めに把握できている。実際に地方部に暮らす高齢者は車もなく買物に行くことが難しい状況であることが分かり、移動スーパーの導入につながった。</p>

	<p><u>実際にこれらの事業を利用する高齢者からは、「体操教室等を通じて心身の健康を保ち、気分転換ができる「憩いの場」となっている」、「体操に参加することで体が軽くなり、元気になる」、「田村文化センターが近所にあるため気軽に利用でき、ご近所同士の交流が促進され、新しい友人ができています」といった声もあり、隣保館が高齢者の健康維持や孤独・孤立の防止に役立っていることが確認できている。（現地視察より）</u></p> <p>一方で、当該事業を利用する高齢者（65歳以上）の固定化が課題となっており、今後は周知の仕方を工夫する必要がある。また、当該事業を担う人材（ボランティア人材）の育成も課題である。</p> <p>見守りでは、実際に介護保険制度の利用につながったケースや、病院の受診につながったケースもある。</p>
--	--

取組の内容	<p>地域交流促進事業として、子どもを対象にした教養講座(プログラミング・英語教室等)や、世代間交流を目的に季節行事(ミニ夏祭り・クリスマス会等)、また年に1度の文化祭等を開催している。文化祭は最も大きな行事であり、本年11月に実施した際は2日間で約2,300人が来場した。</p>
取組を行う中での成果	<p>本年11月に実施した文化祭では、2日間で約2,300人が来場した。これらの取組が隣保館を知ってもらう機会となっており、隣保館利用者数の増進に一役買っている。</p> <p>田村文化センターは児童館としての役割も有しており、保育園や幼稚園、学校との連携にはしっかりと取り組んでいる。保護者からの相談に対しては、これらの機関と共に支援を行っている。</p>

■ 隣保館という施設のあり方 改修・建て替えと施設複合化

改修や建て替えの実施状況	<p>市の予算とJRA（日本中央競馬会）の補助金を活用し、2017年に大規模な改修を行った。</p> <p>改修前から児童館の機能を併せ持った複合施設であったが、全国的に虐待が増えている情勢を鑑みて、保育園や幼稚園に通っていない保護者や子どもを孤立させないために、大規模改修をきっかけに子育て支援事業をスタートさせた。施設としては、乳幼児の遊具やおもちゃ等を配置し、日常的に保護者や子どもが集える部屋を作った。</p> <p><u>施設内には子どもが学習できる教室も整備されており、小中学生の放課後学習や近隣の保育所の年長を対象とした学習支援が実施されている。（現地視察より）</u></p> <p>建物だけではなくグラウンドも整備し、元々テニスコートだったところを、防災時</p>
--------------	---

	<p>のことも考慮して多目的広場に作り変えた。</p> <p>来館者は元々多かったが、改修後はさらに増えているという実感がある。</p>
--	--

■ 隣保館による地域共生に向けた取組を推進するにあたっての課題と展望

地域住民にとっての隣保館の存在意義	<p>小中学生やその保護者、高齢者、学校教員等、隣保館をよく利用される方にとって身近な存在であると認識している。また、過去の利用状況調査では、40代、50代の働き盛りで子育てもひと段落した世代にとっては頻りに利用する施設ではないものの、必要な施設であると認知されていることが分かっており、地域住民にとって、何か困り事があった場合には頼ることができる施設になっていると感じている。</p> <p><u>隣保館職員が長年にわたって親身に接したりすることで、住民との間に深い信頼関係が築かれている。認知症になっても職員の名前を覚えている等、強い心のつながりを感じている利用者もいる。(現地視察より)</u></p>
隣保館で今後取り組みたいこと、展望・ビジョン	<p>地域住民や民間団体が主体となって地域食堂や子ども食堂のようなことができるような仕掛けを作りたい。これにより、支援を求める方とより一層つながることができると考えている。また、地域住民が主体となることで、新たな事業に展開したり、つながるのではないかと期待している。</p> <p><u>この他、地域に開かれた隣保館としての取組にあたっては、長年地域に根差して活動してきた職員の経験や知識に依存する部分が大きいため、組織として対応できるような仕組みの検討が必要と考えている。(現地視察より)</u></p>
隣保館の取組内容の発信状況	<p>研修等を通じて県内の隣保館等と情報共有を行っている。</p> <p>また、毎月隣保館だよりを作成し、館に掲示と、各家庭に配布している。さらに、香川県隣保館連絡協議会が独自に広報誌を作成しているので、来館者に配布したり、研修の場でも配布している。</p> <p>高松市のホームページでも行事予定は発信しているが、ホームページを開いてすぐにその情報が分かるような設定にはなっておらず、行政施設としての周知は不十分だと感じている。</p>
他地域の隣保館や関係機関に参考にしてほしい取組	<p>香川県では隣保館職員の人材育成が充実している。公設公営の隣保館の場合は、職員が人事異動により3年程度で変わってしまうため、配属になった当初にいろいろと学ぶことができる機会があることは重要である。</p> <p>また、香川県内では、四国学院大学が中心となり、2006年度から社会福祉に特化した研修を実施している。さらに、同大学に仲介いただき、2019年度から、県の社会福祉協議会や地区の社会福祉協議会とともに研修を作り上げ、実施している。福祉分野と連携した研修の実施は、他県ではあまりない取組かと思っている。</p>

■ その他の特徴的な取組等

「にじまちカフェ〜縁」の開催	香川県では今年度から、LGBTQ+の当事者団体が主催、県の隣保館連
----------------	-----------------------------------

<p>(今年度からの新たな取組)</p>	<p>絡協議会が共催する協働事業として、LGBTQ+ 当事者やその家族、LGBTQ+について学びたい人（子どもから高齢者まで）を対象にした居場所づくりとして、「にじまちカフェ～縁」を県内各地の隣保館でスタートさせた。毎月4～5回、各隣保館で実施しており、学校教員も学びに来る場となっている。</p>
----------------------	---

(9) うちこ福祉館（愛媛県喜多郡内子町）

■ 基本情報（人的リソース、物的リソース、人材育成等について）

設立年	1970年		
職員数	4名		
職員情報	館長	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	教員免許
		勤続年数	7年
	職員1	雇用形態	町の正職員
		保有資格	—
		主な役割	事業全般に関わる業務
		勤続年数	9年
	職員2	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	—
		主な役割	事業全般に関わる業務
		勤続年数	23年
	職員3	雇用形態	会計年度任用職員
保有資格		—	
主な役割		事業全般に関わる業務	
勤続年数		4年	
外部人材（ボランティア、非常勤、他機関との協働等）の活用実態	ボランティアとして手話サークルの方が隣保館を利用している。手話サークルでは週2回の手話教室を開催し、手話ができる方は10名程度となっている。傾聴ボランティアの方にも事業に協力していただいている。5名程度の協力があり、月1回、高齢者を集めた事業で活躍いただいている。		
パソコンの配備状況	職員人数と同じ台数のパソコンが配備されている。（館長を除く。）		
通信環境	十分ではないが通信環境は整備されている。		
高齢者や障害者等の利用者に配慮した設備	—		
部落問題、その他の人権課題ならびに隣保事業等について学ぶ機会	着任前： 部落問題	着任後： 部落問題 その他の人権課題 隣保事業	
研修並びに人材育成の現状に関する問題点や課題	異動で隣保館着任する際、部落問題や人権の学習会には参加しているものの、すぐに隣保館職員として機能できるスキルを習得することは難しい。相談事業が多いため、相談を受けてどう対応するかを学ぶ機会や、人権関係の運動団体との関わり方についての研修が必要だと感じている。		

■ 隣保館の運用実態 所管部署と隣保館の関係

隣保事業を所管する自治体の担当部署	人権担当部署
所轄部署あるいは隣保館による運営方針や事業計画の策定とその共有状況	隣保館が策定し、共有している。
隣保館と所轄部署との定例会議、情報共有の状況	必要があるときに都度会議を開催している。

■ 隣保館の基本的な機能と役割

「隣保館設置運営要綱」に記載されている9事業及び広域隣保活動事業等の実施状況	相談事業、啓発・広報活動事業、周辺地域巡回事業、隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業を実施している。 特に啓発・広報活動事業と隣保館デイサービス事業は力を入れている。
--	--

■ 地域課題把握に対する調査事業の取組

隣保館あるいは自治体による地域住民の実態調査と明らかになった地域課題	教育委員会 自治・学習課が実施主体となり、2018年、2021年、2024年と3年毎に人権意識調査を実施している。 部落差別の存在について「ある」「ない」「わからない」がそれぞれ約3割ずつ確認された。部落差別に遭遇した方は少なくなっているが、まだ部落差別は存在している。
地域課題に対し自治体と隣保館が行っている取組	人権学習会を開催している。隣保館が主催する会はもちろんであるが、隣保館だけでなく学校教育の現場でも学習会が開催されている。 一方で、参加者の減少があること、学校では多忙さゆえになかなか効果的に開催できないといった課題もある。こうした課題に対して、館に来られた方々に周知をして参加を促しており、一定の効果がみられている。今後も周知、呼びかけを継続していきたいと考えている。

■ 自治体における地域福祉計画の有無とその内容

策定状況	策定されている。
人権課題解決の位置づけ	位置付けられている。
隣保館の役割の記載	現行の計画には明記されていない。地域福祉計画を作る部署と人権を扱う部署が異なることが背景にあると考えられるが、2026年度の計画にはしっかりと載せていきたいと考えている。

■ 地域共生に向けた主な取組

取組の内容	啓発・広報活動事業では年間 3 回の人権講座を開催し、約 60 人程度が参加している。
取組を行う中での課題と成果	町民アンケートでは「人権に関する相談をする場合の相談先」として「隣保館」の回答が多く、人権啓発のための施設として地域住民に広く認識されるに至っている。 一方で、参加者の固定化も見受けられるため、より多くの住民の方々に関心を寄せてもらうための施策を検討していく必要がある。

取組の内容	デイサービス事業は約 20 年前、地对財特法の失効により一般施策に移るタイミングで、隣保館の特徴的な事業が必要だった中、2000 年の介護保険制度開始時期と重なったことで高齢者の健康に対する住民の関心が高く、運営委員会でも推進すべきという話が出たことから始まった。多くの方に隣保館を利用してもらい、人権課題についても知ってもらうという狙いもある。具体的な内容としては、機能回復訓練室を作って高齢者に利用してもらっている他、健康体操、わいわい喫茶事業、健康講座、押し花教室等を実施している。
取組を行う中での課題と成果	年間延べ 4,300 人、月 200～500 人程度が参加する事業となっており、多くの方に隣保館を利用していただくきっかけとなっている。

取組の内容	子ども向け習字教室、一般の方向けの茶道教室や生け花教室等、多様な講座、貸館事業を利用しているサークルを紹介する等して、隣保館という場で人々が交流できる機会を提供している。 また、年に 1 回、福祉館祭りを開催しており、地域の方々が交流できる場となっている。
取組を行う中での課題と成果	子どもも高齢者も年々人数が減ってきている。そうした中で、必ずしも地域の方に参加を限定せず、広く近隣地域からも参加していただけるようにしている。福祉館まつりは数百名が参加しており、地域の垣根を超えた交流事業となっている。

取組の内容	館に寄せられる多様な相談に対して必要な機関につなぎながら支援する取組を行っている。必要に応じてケース会議等も行いながらきめ細かな支援に取り組んでいる。
-------	---

■ 隣保事業実施にあたっての当該自治体関係機関及び民間機関との連携状況

所轄部署以外の事業部署との連携や共同事業	教育委員会自治・学習課と連携している。 子育て支援センターと連携した親子向け事業も検討している。
隣保事業の推進にあたって	手話サークルも社会福祉協議会との連携がある。社会福祉協議会が隣保

連携している地域の団体	館のデイサービス室を利用して月 6 回程度、地域のデイサービス事業を実施している。離れた地域から高齢者をバスで送迎し、隣保館の施設を利用している。 連携が深まると同時に、社会福祉協議会は生活困窮者支援も行っていることから、他分野にわたる対話がしやすくなっている。
連携関係を広げるための取組や今後の課題等	人権意識調査からも見えてように、人権問題に関する相談先として隣保館を浮かべる住民が多い。一方で、住民から寄せられる相談の背景は多様かつ複雑であり、一機関が単独で対応できるケースばかりではない。今後も多様な機関と連携しながら、かつ地域の変化を見ながら対応していく必要があると感じている。

■ 隣保館という施設のあり方 改修・建て替えと施設複合化

改修や建て替えの実施状況	2024 年に改修事業を行った。トイレの改修を実施、老朽化したトイレを全て洋式に改修し多機能トイレも設置した。
--------------	---

■ 隣保館による地域共生に向けた取組を推進するにあたっての課題と展望

地域住民にとっての隣保館の存在意義	人権相談なら福祉館へ、と考える住民が多く、隣保館の存在が地域の中で認知されている。地域に密着していくこと、手話教室の実施等を通して、地域住民の人権意識の向上にも貢献できていると良い。
隣保館で今後取り組みたいこと、展望・ビジョン	子育て世帯への支援として、近隣の保育園や子育て支援センターとの連携事業を検討している。人形劇や親子体操、人権学習等を組み合わせた事業を実施している。 また、地域の外国人（技能実習生等）との交流も検討している。 人権課題の解消に資する事業との接続・連携を強化していきたい。 また、隣保館がこれまで行ってきた事業を行政全体でよりきめ細やかに実施していくことができれば、より効果的だと考えられる。
隣保館の取組内容の発信状況	隣保館だよりを隔月（年 6 回）で発行、全戸配布し事業を紹介している。一方で、ホームページへの情報掲載が未整備のため、早急に改善し今後は事業情報や催しの案内をオンライン発信していきたい。
他の隣保館との情報共有や実践共有の取組状況や他の隣保館から学びたいこと	県内の隣保館連絡協議会で情報交換を行っている。 地域ごとに人口や財政の特徴が異なるため、一概に同じ取組をすべての地域で同じようにできるとは限らないと考えている。一方で、人口減少が目立つ地域の中で、今後も隣保館が人権課題に向き合うという本来の役割を果たしながら意義ある存在であり続けるために、ヒントがあれば知りたい。

(10) 九重町隣保館（大分県九重町）

■ 基本情報（人的リソース、物的リソース、人材育成等について）

設立年	1986年		
職員数	5名		
職員情報	館長	雇用形態	自治体の正職員
		保有資格	—
		勤続年数	2年9カ月
	職員1	雇用形態	自治体の正職員
		保有資格	—
		勤続年数	9カ月
	職員2	雇用形態	自治体の正職員
		保有資格	—
		勤続年数	2年9カ月
	職員3	雇用形態	会計年度任用職員
		保有資格	—
		勤続年数	19年9カ月
職員4	雇用形態	会計年度任用職員	
	保有資格	—	
	勤続年数	1年9カ月	
外部人材（ボランティア、非常勤、他機関との協働等）の活用実態	<p>日常業務ではボランティアは雇っていないが、隣保館ふれ愛ひろば（九重町隣保館を知ってもらえるように、隣保館で実施している教室に通う生徒の発表等を行うイベント）で、ボランティアとしていつも隣保館に携わっている人に手伝ってもらっている。また、週に2回、個人の方に清掃をお願いしている。この他、社会福祉法人事業団や障がいのある方を支援している事業所の方たちにも、障害者雇用促進の一環として、週に2回、清掃をお願いしている。隣保館デイサービス事業をしているが、調理師と看護師の方にも、月に1回お手伝いをお願いしている。</p>		
パソコンの配備状況	隣保館には正規・非正規を問わず、職員人数と同じ台数のパソコンが配備されている。		
通信環境	通信環境は十分に整備されている。		
高齢者や障害者等の利用者に配慮した設備	車いすで来館される方を対象に、スロープを設置している。また、エレベーターを配置している。現在、トイレの改修工事をしており、その中でも多目的トイレや身障者用のトイレも作っている。		
部落問題、その他の人権課題ならびに隣保事業等について学ぶ機会	<p>着任前：</p> <p>部落問題</p> <p>その他の人権課題</p>	<p>着任後：</p> <p>部落問題</p> <p>その他の人権課題</p>	

	隣保事業
研修並びに人材育成の現状に関する問題点や課題	相談支援やケースワーク等実務に関する研修を全職員向けの研修で実施できていないことが課題である（管理職向けの研修では取り上げることもある。）。

■ 隣保館の運用実態 所管部署と隣保館の関係

隣保事業を所管する自治体の担当部署	人権担当部署（人権尊重・部落差別解消推進課）
所轄部署あるいは隣保館による運営方針や事業計画の策定とその共有状況	隣保館が策定し、共有している。
隣保館と所轄部署との定例会議、情報共有の状況	所轄部署が隣保館を兼ねている。

■ 隣保館の基本的な機能と役割

「隣保館設置運営要綱」に記載されている9事業及び広域隣保活動事業等の実施状況	<p>社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業及び地域交流促進事業を実施している。</p> <p>要介護認定を受けていない高齢者を対象としたデイサービスも実施しているが、日常訓練は実施しておらず、「隣保館設置運営要綱」の「隣保館デイサービス事業」の要件を満たしていないため、「地域福祉事業」として実施している。</p>
--	---

■ 地域課題把握に対する調査事業の取組

隣保館あるいは自治体による地域住民の実態調査と明らかになった地域課題	<p>5年に1度、人権尊重・部落差別解消推進課が生活実態調査、人権意識調査、及び部落差別についての実態調査を実施している直近では2024年度に実施した。</p> <p>人権意識調査では、人権課題に関心がないと回答した方が約4割いたため、課題だと感じている。</p> <p>実態調査では、心理的な差別はまだ残っていることがわかっていてる。（例：結婚の際、当事者の周りの方の理解が得られない等）</p>
地域課題に対し自治体と隣保館が行っている取組	<p>町民全体の人権への関心を高める必要があると考えている。人権課題の関心が薄いのは若年層が多いため、SNSやHPを活用して啓発していきたいと考えている。</p>

■ 自治体における地域福祉計画の有無とその内容

策定状況	策定されている
人権課題解決の位置づけ	位置付けられている
隣保館の役割の記載	<p>九重町第4次地域福祉計画において、「隣保館との連携」として、1つの項目が立てられており、隣保館の相談事業が地域生活課題を理解した上で、各機関が連携して包括的に実施されるものであること、「つながる隣保館会議」等を通じて、関係機関間の連携を強化し、相談者の課題を解決するとともに、部落差別解消を目指すことが記載されている。</p> <p>また、地域共生社会の実現のためには、部落差別の解消は避けておれない課題であること、部落差別解消に向けた啓発活動等を関係機関が連携して推進することが記載されている。</p> <p>実際に、「つながる隣保館会議」を開催するにあたり、福祉部局の職員が積極的に関わってくれるので、地域福祉計画に隣保館との連携が掲載されている影響は大きいと感じている。</p>

■ 地域共生に向けた主な取組

取組の内容	<p>町民を対象に、隣保館人権学習会を年4回実施している。取り扱うテーマは、大分県が決めている11の人権課題であり、順番に取り扱っている（9月は部落差別をテーマとした。）。</p> <p>また、差別をなくす運動月間（8月）に合わせて、7月または8月に「人権を考える講演の夕べ」と言う講演会を行っている。さらに、パネル展示（人権課題を説明するもの）も役場のロビーで行っている。</p> <p>1998年の12月7日に、隣保館のトイレ1階に差別に関する落書きがあり、毎年この日を「人権について考える日」としている。同時に、この時感じた憤りや「もう二度とこんなことがあってはならない」との気持ちを風化させないために、毎年12月7日に「いのち・愛・人権フェスティバル」を開催しており、九重町全体で人権について考える場になっている。</p> <p>4年前から、九重町にある小学校6校の小学6年生を対象に、隣保館学習を行っている。隣保館を知ってもらうため、また、人権課題についても考えられるための学習会としている。</p> <p>また、人権擁護委員と一緒に企業を訪問し、人権学習の実施を勧めている。</p>
取組の内容	<p>月に1回、地区の方々にお困り事や変わったことを聞いて回る巡回訪問を実施している（隣保館職員3人で実施している。）。</p> <p>巡回訪問の中で、困っているという情報を聞けば、そのお宅に訪問している。</p>

取組の内容	相談業務として、包括的な相談窓口を設置している。
取組を行う中での成果	2025年度の相談件数は0、2024年度は1件、2023年度は9件だった。2023年度の相談内容としては、職業生活相談、心配事相談が主な内容だった。

取組の内容	要介護認定を受けていない高齢者を対象としたデイサービスを実施している。
取組を行う中での課題と成果	社会福祉協議会の方や社福祉法人の方に、デイサービス事業で講師として参加いただいている。 地区の方や地区外の方等、多くの方に隣保館に来ていただき、隣保館について学んでいただけていることが成果の1つだと考えている。 関係各所が協力的なので、連携について課題と感ずることはあまりない。

取組の内容	貸館事業として、詩吟教室や、社会福祉法人関係のほほえみ教室(介護予防教室)、近くの行政区の会議等で利用できるよう開放している。投票所や避難所にもなっている。 また、地域交流事業として、習い事(講師がいて生徒がいる場)を開催している。
取組を行う中での課題と成果	隣保館の各種教室の生徒に、作品の展示をしてもらっているが、作品の展示だけではなく、生徒一人一人が隣保館に興味をもっていただくということが重要であるとする。隣保館学習に来てくれた小学生が、家に帰ったときに、隣保館学習で聞いたことを家族に話してもらい、家族にも興味を持ってもらい隣保館に来てもらうことができれば、なお良い。 また、活躍の場の提供を通じて住民が主体的に社会参加できているという点も、本取組の成果だと感じている。

■ 隣保事業実施にあたっての当該自治体関係機関及び民間機関との連携状況

所轄部署以外の事業部署との連携や共同事業	総務課、地域共生支援課、健康・子育て支援課、教育振興課、社会教育課及び隣保館を所管する人権尊重・部落差別解消推進課が「人権6課」として連携している。 具体的には、「つながる隣保館会議」を設置・運営している。
隣保事業の推進にあたって連携している地域の団体	「つながる隣保館会議」では、就労支援を行う部署や教育委員会等の人権6課以外の部署とも連携することがある。会議の中で上がった生活話題等を隣保館で利用者に周知・啓発することもある(例えば、消費生活の話題(特殊詐欺や家電から発生する火事等の話題)が出た際は、その内容を隣保館の利用者に伝え、注意喚起する等)。 他にも連携した方が良さそうな地域の団体等もあるため、今後さらにつながり

	を増やしていきたい。
--	------------

■ 隣保館という施設のあり方 改修・建て替えと施設複合化

隣保館施設において、隣保事業のほか複数の他の事業を実施する機関	九重町隣保館の 1 階に、「たんぼぼの会」という知的障害者育成会が入っており、パンや手作り品の販売をしている。
改修や建て替えの実施状況	今年度事業でトイレ改修をしており、2026 年 3 月 10 日に完成予定。

■ 隣保館による地域共生に向けた取組を推進するにあたっての課題と展望

地域住民にとっての隣保館の存在意義	実態調査結果から、地域の住民の方が困ったことがあれば相談する先として隣保館が認識されていることがわかった。 また、困り事があったときにまず相談できる先として存在できたらと思う。
隣保館で今後取り組みたいこと、展望・ビジョン	インターネットでの差別が多いことが社会的な課題であると認識しているため、これまでの啓発活動は継続しつつ、インターネットのモニタリングを強化したい。
隣保館の取組内容の発信状況	月に 1 回の隣保館だよりを県内の隣保館や集会所に配布している。県外には出していない。町の HP にも掲載している。
他地域の隣保館や関係機関に参考にしてほしい取組	小学校 6 年生の隣保館学習によって、人権課題に関する基礎的な知識を持った上で中学生や高校生になるため、他地域の隣保館でも参考にしていただくのは良いと思う。
他の隣保館との情報共有や実践共有の取組状況や他の隣保館から学びたいこと	鳥取県がインターネットでの中傷や差別を取り締まる条例を作成したというニュースで見たので、今後学んでいきたい。

第4章 隣保館の取り組みの実態と分析

第3章で示した10隣保館の事例調査の結果を踏まえ、隣保事業の実施状況と地域共生社会の実現に向けた積極的な取組について整理する。

(1) 基本情報（人的リソース、物的リソース、人材育成等）

① 設立年と職員数等

ア. 対象地域

隣保館は、同和地域とその周辺地域の住民を対象にした事業を実施し、また事業の種類によっては広く当該行政区の市民を対象に事業を実施している。

イ. 設立年

設立年は、1960年代が3隣保館、1970年代が5隣保館、1980年代が2隣保館であった。

ウ. 職員数

各館の館長を含む職員数は2名から25名と幅広い。鳥取市中央人権福祉センターを除く9隣保館の職員数は、2名から9名であり、平均職員数は4.6人であった。規模やニーズに応じた職員配置がされている隣保館もあるが、多くの隣保館では少人数の職員体制となっていた。

こうした実態は、2021年に実施された全国の隣保館調査で明らかとなった職員数（本報告書 図表2-1 参考文献一覧 資料番号1354 ページでは、3.49人）に近い数値であり、隣保館の今後のあり方を考えるにあたっては、まずは、このような職員体制の隣保館の現状を踏まえた検討が求められる。

なお、24名の職員を抱える鳥取市中央人権福祉センターは市内9ヶ所の隣保館を統括し、隣保事業の他に、行政区域内のすべての市民を対象にした生活困窮者支援事業や地域食堂等地域共生社会づくりに関わる多様な事業を実施している。これらの事業は、隣保事業推進の延長上に地域共生社会づくりを位置付け、また隣保事業の統括機能をもつことにより実現されたものである。その意味では、当該隣保館が持つ機能は、全国の隣保館のそれとは異なっていると言える。

エ. 勤続年数

隣保館での勤続年数は1年から約30年まで様々であった。たつの市立総合隣保館を除く9館では10年を超える勤続年数の職員が配置されていた。これらの隣保館では、長期にわたり隣保館職員として勤務することで地域住民や地域課題をより深く理解し、アウトリーチを含めた相談支援がしやすくなるとの声もあった。

他方、たつの市立総合隣保館は、当館での勤続年数が3年の2人体制であるが、住民ニーズに応えた質の高い事業が実施されていた。その背景として、隣保館勤務に着任する以前から、市や地域団体が主催する様々な人権研修や活動に関わっていることがあげられた。

2021年に全国の隣保館・隣保館設置自治体数を調査した報告書（図表2-1 参考文献一覧 資料番号1350 ページ、87-88 ページ）によれば、近年全国の隣保館では正職員は2～3年度との異動により隣保館での勤続年数が短く、会計年度任用職員においては雇用身分の不安定さによる長く働き続ける人が少

なくなっているという実態がある。こうした背景から、人権課題や隣保事業についての知識や経験を十分に身につけた職員が少なく、隣保事業が停滞する可能性も指摘されている。この現状に対して、たつの市立総合隣保館が取り組んでいる隣保館職員になる前からのさまざまな人権研修と地域活動への参加は参考になると考えられる。

他方、鳥取市中央人権福祉センターは、24人の職員が在籍している。これは、上述の通り、当該センターが市内9カ所の人権福祉センターの事業を統括する業務を担っていること、また市内の全市民を対象にした生活困窮者自立支援事業や地域食堂等の地域共生社会づくりの実施拠点となっていることが主な要因と考えられる。

② 雇用形態と職員の役割

ア. 雇用形態

鳥取市中央人権福祉センターを除く9隣保館の館長を含む職員の雇用形態は、「自治体の正職員」（1館平均1.9人）と「会計年度任用職員」（同2.6人）に分かれていた（このほか、和泉市ゆう・ゆうプラザでは「再任用職員」1名）。他方、鳥取市中央人権福祉センターでは、「自治体の正職員」（6人）と「会計年度任用職員」（14人）に加えて「委託先事業所職員」（5人）となっていた。

また、全職員が「会計年度任用職員」である隣保館が3館あった（菊川市立協和会館、たつの市立総合隣保館、松江市立菅田会館）。

イ. 職員の役割

鳥取市中央人権福祉センターを除く9館では館長や職員は「事業全般に関わる業務」を行っていた。他方、職員数の多い鳥取市中央人権福祉センターでは職員はそれぞれの専門性を踏まえた業務を担当していた。

③ 外部協力やボランティアの活用

多くの隣保館でボランティアや外部機関との協力が活用されていた。ボランティアの活動内容は、読み聞かせや健康講座等が代表的であるが、幅広い内容が確認された。こうした活動は、地域共生社会づくりの担い手としての市民の役割を考える上で、参考となると考えられる。

<確認されたボランティアの具体例>

- ・ 菊川市立協和会館：買い物支援、読み聞かせのボランティア
- ・ 総持寺いのち・愛・ゆめセンター：大学生ボランティア等によるイベント参加、社会保険労務士による暮らし設計相談、
- ・ 和泉市ゆう・ゆうプラザ：NPOによる専門的な支援（高齢者・障害者・子供等）
- ・ たつの市立総合隣保館：地域推進委員の参画
- ・ 真庭市落合人権・福祉センター：「ふれあいの日」の定期的なイベントでの調理・配膳のボランティア
- ・ 鳥取市中央人権福祉センター：地域食堂への地域のボランティアの協力
- ・ 松江市立菅田会館：地域の方による教養講座、医師・看護師・栄養士等による健康講座
- ・ 高松市田村文化センター：NPOによるプログラミング教室や子育て支援事業
- ・ 内子町うちこ福祉館：手話サークルによるボランティア、高齢者支援としての傾聴ボランティア

- ・ 九重町隣保館：ボランティアによるイベント手伝い、調理師・看護師によるデイサービス事業手伝い

④ 通信環境と設備

パソコンは、職員人数と同じ台数が配備されている隣保館が多く、通信環境は概ね整備されていた。

しかし、2021 年実施の全国調査では、このように十分にパソコンが配備されている隣保館は 52.3%に過ぎない現状があった（図表 2-1 参考文献一覧 資料番号 13 61 ページ）。

⑤ 研修と人材育成

職員の研修や人材育成は各隣保館で意識的に取り組まれていた。府県ごとに設置されている隣保館連絡協議会や全国隣保館協議会による研修を活用する館も多かった。

一方で、特に新任職員のスキルアップと継続的な教育の必要性をはじめとする人材育成における課題も確認された。また、同和問題をはじめとする人権課題についての研修は充実している一方で、ケアのスキルや相談援助等に関する研修が課題となっていることも明らかとなった。全国的にも、同様の課題を抱える隣保館が多い（図表 2-1 参考文献一覧 資料番号 13 59 ページ）。

<研修・人材育成についての各館の主な回答>

- ・ 菊川市立協和会館：部落問題をはじめとする人権課題の学習のほか、隣保事業について学習。
- ・ 総持寺いのち・愛・ゆめセンター：トラウマケアや心の傷つきに対するケア等に丁寧に対応するためのスキルを向上するための研修が課題。
- ・ 和泉市ゆう・ゆうプラザ：スキルアップの途中で異動になってしまい、持続的な育成が難しい面がある。業務量と人材育成の両立の難しさも感じる。
- ・ たつの市立総合隣保館：隣保館への着任後はもちろん、着任する前から、たつの市民化推進協議会主催の「人権文化をすすめる市民運動」や、学校区や各地区で実施される研修会に参加。
- ・ 真庭市落合人権・福祉センター：部落問題をはじめとする人権課題の学習のほか、相談支援やケースワーク等実務、地域福祉計画や地域共生社会について学習。
- ・ 鳥取市中央人権福祉センター：市内にある 9 館の隣保館は職員数が少ないので、本来業務と研修受講の両立が課題。
- ・ 松江市立菅田会館：県の隣保館運営協議会や全隣協の研修、市が実施する研修会に参加。県隣保館連絡協議会研修の場を活用した県内隣保館との情報共有による学び。
- ・ 高松市田村文化センター：代表的な研修の 1 つに、県が主催する相談援助研修がある。当該研修は、隣保館職員が相談業務で直面する課題に対応するために立ち上がったもの。現在は、県下一円の福祉職員も対象となっている。
- ・ 内子町うちこ福祉館：相談事業が多く、相談への対応を学ぶ機会等の研修が必要。
- ・ 九重町隣保館：相談支援やケースワーク等実務に関する研修を全職員向けの研修で実施できていないことが課題。

⑥ 施設運営の課題

スキルアップ途中での正職員の異動や会計年度人用職員の雇用身分の不安定さによる短期での退職等に

より、継続的な運営が難しいという意見が聞かれた。また、業務量の増加が課題とする意見、相談事業や地域福祉事業等に関する研修事業が不足しており、そうした研修の必要性を述べる意見もあった。

しかし、香川県等のように、大学と連携しながら府県レベルで研修を実施し、課題の克服に向けた取り組みを行っている館もあった（図表 2-1 参考文献一覧 資料番号 12）。

今後、これらの課題についての工夫が求められる。

(2) 隣保館の運用実態 所管部署と隣保館の関係

9つの隣保館は「人権施策担当部署」が所管していた。具体的には、人権推進課や人権尊重・部落差別解消推進課等である。これに対し、菊川市立協和会館は、福祉担当部署が所管していた。本事業においてヒアリングを実施した 10 の隣保館では、隣保館と所管課や他分野との連携により地域住民の福祉課題や生活課題への対応が実施されていた。

なお、全国的にも人権施策担当部署が隣保館を所管していることが大半であるが、福祉担当部署との連携に課題を抱えている隣保館が多く、そうした隣保館では福祉・生活課題への取り組みが課題となっていることが指摘されている（図表 2-1 参考文献一覧 資料番号 13 51 ページ）。真庭市では、人権施策担当部署と福祉担当部署の連携が改善された好事例として参考になると考えられる。

(3) 所轄部署あるいは隣保館による運営方針や事業計画の策定と共有状況

調査対象の 10 館では、すべての館で運営方針や事業計画が策定されていた。7つの隣保館は運営方針や事業計画は隣保館自体が策定し、3つの隣保館は所管部署が策定していた。また、いずれの形であっても隣保館と所管部署との間で情報が共有されていた。

しかし全国的には、運営方針や事業計画が策定されていない隣保館が 19.1%にのぼる（図表 2-1 参考文献一覧 資料番号 13 35 ページ）。こうした隣保館では、隣保事業の実施内容が毎年同じものとなる、地域住民のニーズや要望の変化にうまく対応できていない等の状況が生じることが懸念されている。

(4) 隣保館と所轄部署との定例会議、情報共有の状況

7館では隣保館と所轄部署間とのあいだで定例会議が開催され、3館では必要に応じて随時会議が開催されていた。また、これらの会議で、国の政策動向や地域の課題について情報の共有が行われていた。

(5) 隣保館の基本的な機能と役割

2002 年に出された「隣保館設置運営要項」に示された 6 つの基本事業と 3 つの特別事業、そしてこれとは別に示された広域隣保館活動事業、及び「要項」には規定されていない自主事業等についての取り組み状況は下表の通りであった。

	基本事業						特別事業			広域隣保活動、自主事業等
	調査・研究事業	相談事業	啓発・広報活動事業	地域交流事業	周辺地域巡回事業	地域福祉事業	地域交流促進事業	デイサービス事業	相談機能強化事業	
菊川市立協和会館		○	○	○	○					自主事業
総持寺いのち・愛・ゆめセンター	○	○	○	○		○	○		○	
和泉市ゆう・ゆうプラザ	○	○	○	○		○	○		○	
たつの市立総合隣保館	○	○	○	○	○					
真庭市落合人権・福祉センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	広域活動事業
鳥取市中央人権福祉センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地域共生社会づくり等
松江市立菅田会館	○	○	○	○		○				
高松市田村文化センター		○	○	○		○	○			
内子町うちこ福祉館		○	○		○		○	○		
九重町隣保館	○	○	○	○	○	○	○			

調査・研究事業は 7 隣保館で実施されていたが、後述の通り、調査事業は自治体によって実施されているケースも多く、隣保館あるいは自治体による調査の実施と捉えた場合、いずれにおいても何らかの調査が実施されていることが明らかとなった。相談事業、啓発・広報事業、地域交流事業（うちこ福祉館は地域交流促進事業）については、すべての隣保館で実施されていた。地域福祉事業については、7 隣保館が実施していると回答、その他の隣保館においても実質的な地域福祉事業が実施されていた。また、地方の農村部に位置する（あるいはそこにある隣保館を管轄する）6 隣保館では、いずれも周辺地域巡回事業を実施していた。

<各隣保館の特徴的な取り組み>

- ・ 菊川市立協和会館：自主事業として高齢者買い物支援事業を、社会福祉協議会の生活支援コーディネーター、地域の社会福祉法人、ボランティアとの協働で実施し、福祉課からの資金提供を受けている。この事業は、高齢化が進む地域にある隣保館においても参考事例として受けとめられ、人口減少と高齢化が進む地方の隣保館に広がっている。
- ・ 総持寺いのち・愛・ゆめセンター：相談者の語りでは「差別」という問題が直接的に語られない場合でも根本に差別の問題があるケースもあると捉え、そうしたケースの相談受付において、敏感に課題を捉えるように

心がけ、そのためのスキルを重視している。各種事業を行うことで住民同士のつながりづくりを進めている。これが、住民の参加→情報収集→支援活動の循環に。さらに、アウトリーチ、フォローアップ、訪問、寄り添い等の活動も重視している。

- ・ 和泉市ゆう・ゆうプラザ：相談事業と地域交流事業に特に力を入れている。相談では複合的な課題を持つ相談者が多く、最初の相談以降課題の内容が広がっていくケースが多い。そうした時に、さまざまな機関との連携体制によって幅広い対応（包括的対応）が可能となっている。地域交流事業では、年1回のフェスティバル、伝承文化事業（盆踊り体験、講演会）等を実施し、住民・利用団体との交流を深めている。
- ・ たつの市立総合隣保館：地域交流事業に力を入れており、多様な取り組みがある。また、市役所と市内のさまざまな団体から構成された「たつの市民民主化推進協議会」が地区ブロックごとにさまざまな人権啓発の研修会等を実施しており、隣保館もこれに参加。さらに、相談体制を強化するため、人事交流や研修会の強化（若年層の参加を図る）、人権相談に関わる担当者の増員と資質の向上、部落差別等の人権相談に関わる機関のネットワーク化に取り組んでいる。
- ・ 真庭市落合人権・福祉センター：地域交流事業、隣保館デイサービス事業及び相談機能強化事業に力を入れている。地域交流事業では、香川県の事業を参考に「200円カフェ」を実施。相談機能強化事業では、ひきこもり状態の方を対象とした相談事業を実施しており、現在は「ひきこもり支援プロジェクト会議」を立ち上げ、メンバーとして市の福祉課や社会福祉協議会、ひきこもり支援の活動をしている個人、地域の相談役、保健所等が参加している。
- ・ 鳥取市中央人権福祉センター：隣保事業とは別に、市内の全市民を対象にした生活困窮自立支援事業、重層的支援体制整備事業、地域食堂の推進、地域食堂ネットワークへの支援、孤独・孤立対策事業、フードサポート事業、食品アクセス確保対策事業等、地域共生社会づくりに向けたさまざまな事業を実施している。
- ・ 松江市立菅田会館：啓発・広報活動事業、地域交流事業、地域福祉事業に力を入れている。啓発・広報活動事業では、隣保館だより、口コミでの会館事業・相談事業の周知、人権研修の実施方法の工夫等を行なっている。地域交流事業では、年3回のふれあい祭りがある。松江市の地域福祉事業では、地区社協・公民館が一定の役割を果たしているが、隣保館もこれらと連携してさまざまな事業を実施。このほか、就労支援B型事業所支援、母親の孤立への取り組み、eスポーツの実施による若者を中心に新たな隣保館利用者の開拓等を実施。
- ・ 高松市田村文化センター：相談事業は隣保館の要と考え、日常的な些細な相談から複雑化したものまで受け付け（あらゆる相談に応じる「なんでも屋」）、必要に応じて関係機関につないでいる。人権啓発事業については、「交流を通じた啓発」との視点が大事だと考え、文化祭等での交流を通じて人権課題を肌で感じ取れるものにしていく取り組みを実施している。地域交流事業として、高齢者が集える場（百円モーニング、いきいき健康体操、カラオケ等）を提供し、このなかで安否の確認や日常生活の困り事の確認を実施。また、これらの事業を支えるための人材育成として、研修事業の充実にも力を入れている。
- ・ 内子町うちこ福祉館：啓発・広報活動事業と隣保館デイサービス事業に力を入れている。啓発・広報事業として、町民向けに年3回の人権講座を開催。隣保館デイサービス事業は、高齢者の健康に対する住

民の関心が高いことから始まった。また、これは、多くの方に隣保館を利用してもらい、人権課題についても知ってもらうという狙いもある。具体的には、機能回復訓練の他、健康体操、わいわい喫茶事業、健康講座、押し花教室等を実施。

- ・ 九重町隣保館：1998年に起きた差別落書きを忘れないよう、毎年「いのち・愛・人権フェスティバル」を開催し、町民に人権に係る取組を発表してもらう取り組みをしている。九重町にある小学校6校の小学6年生を対象にした隣保館学習を実施し、また人権擁護委員と一緒に企業を訪問して人権学習の実施を勧めている。周辺地域巡回事業として、毎月地域の住民の困りごとや変化等を巡回訪問により聞く取り組みを実施し、支援につないでいる。要介護認定を受けていない高齢者を対象としたデイサービスを、地域福祉事業の枠組みで実施している。

(6) 地域課題把握に対する調査事業の取組

① 実態調査の実施状況

隣保館あるいは自治体による地域住民の実態調査として実施されている調査には、人権や部落差別に関する意識調査、差別の実態についての調査、生活実態調査、人権教育実態調査があり、すべての隣保館及び自治体で何らかの実態調査が定期的な実施されていた。特に、人権や部落差別に関する意識調査を実施している自治体が9自治体と多く、たつの市、松江市、高松市、九重町では複数の調査を実施していた。具体的な実施状況は下表の通りである。

なお、全国の状況を見ると、社会調査及び研究事業を実施している隣保館・設置自治体は52.1%と半数程度である（図表2-1 参考文献一覧 資料番号13 74ページ）。これに比べ、今回の調査対象の隣保館・自治体による調査の実施状況はきわめて高い。

	人権や部落差別に関する意識調査の実施	部落差別の実態についての調査の実施	生活実態調査の実施	人権教育実態調査の実施
菊川市立協和会館			○	
総持寺いのち・愛・ゆめセンター	○			
和泉市ゆう・ゆうプラザ	○			
たつの市立総合隣保館	○	○	○	○
真庭市落合人権・福祉センター	○			
鳥取市中央人権福祉センター	○			
松江市立菅田会館	○	○	○	
高松市田村文化センター	○	○		
内子町うちこ福祉館	○			
九重町隣保館	○	○	○	

② 調査によって明らかとなった人権課題を含む地域課題の現状

隣保館あるいは自治体による地域住民の実態調査の結果として、部落差別（結婚や職場における差別）等が依然として存在することが確認された。また、インターネット上に人権差別の情報が多く見られるとの意見や、明示的に部落差別とは捉えられていない些細な生活課題も、背景を深掘りしていくと部落差別が根本的な要因となっているケースが一定数存在しているとの意見もあった。

同時に、人権侵害を受けても黙って我慢する人が一定数存在することも明らかとなった。また、相談機関に相談するほどでもない、相談しても差別を受けたことが消えるわけではない等の理由により、相談に至るケースが少ないという問題も指摘された。

<実態調査の結果から各隣保館が重要と捉えていた地域課題>

- ・ 菊川市立協和会館：生活実態調査により、隣保館のある地域は山間部であることから、衣食住の「食」に関連する買い物に不便が大きいことが明らかとなった。
- ・ 総持寺いのち・愛・ゆめセンター：人権意識調査により被差別部落に対する差別意識の割合が年代によってはやや高まっていたり、変わらない実態が続いていたりする等、教育啓発面での課題がある。
- ・ 和泉市ゆう・ゆうプラザ：人権意識調査により、女性や子どもの人権問題が顕著であった。同和問題も引き続き残っていることが見えてきた。インターネット上での性的マイノリティへの差別等も確認されている。
- ・ たつの市立総合隣保館：同和地区住民で差別を受けたことがあると回答した人の割合が 27.4%で、結婚をめぐって、職場や生活場面で差別を受けたこと等が明らかとなった。また、人権侵害を受けて黙って我慢した人の割合は、半数程度にのぼるのに、市役所等に相談したのは 3.8%ときわめて少ないことがわかった。
- ・ 真庭市落合人権・福祉センター：2020 年の人権意識調査では、半数が「差別がある」と回答。
- ・ 鳥取市中央人権福祉センター：相談支援事例の分析を通して、「福祉」「生活困窮」「住まい」「教育」等の具体的な相談事例が多いことがわかった。
- ・ 松江市立菅田会館：30～50 代の方の困りごとが多く、特に 50 代で経済状況の困りごとが多かった。
- ・ 高松市田村文化センター：差別意識を持った人が極端には減っていないことが分かり、更なる啓発が必要であると考えている。
- ・ 内子町うちこ福祉館：部落差別の存在について「ある」と回答した人が約 3 割いることが確認された。部落差別に遭遇した方は少なくなっているが、まだ部落差別は存在している。
- ・ 九重町隣保館：人権意識調査では 4 割の人が「人権課題に関心がない」と回答したため、これを課題だと感じている。実態調査では、結婚の際「当事者の周りの方の理解が得られない」等心理的な差別がまだ残っていることがわかった。

③ 地域課題に対し、自治体と隣保館が行っている取組

自治体と隣保館において、地域課題に対処すべく相談体制の強化・普及が進められていた。具体的な取組は以下の通りであった。

<相談体制の強化・普及の主な取組>

- ・ 菊川市協和会館：衣食住の「食」に関連する買い物に不便が大きいことから、2018 年に買い物支援事

業の開始につながり、社会福祉協議会、福祉課と連携してこの事業を進めている。

- ・ 総持寺いのち・愛・ゆめセンター：生活相談であっても、根底には差別による生きづらさの積み重ねがあることがある。数字のみで判断するのではなく、日常生活の中での細かな差別の実態を捉えることが重要であると考え、相談事業にあたっている。
- ・ 和泉市ゆう・ゆうプラザ：テーマごとに特化した研修、センターでも広報誌での情報発信等の啓発事業を継続。たつの市立総合隣保館：相談体制を強化するため、人事交流や研修会の強化（若年層の参加を図る）、人権相談に関わる担当者の増員と資質の向上、部落差別等の人権相談に関わる機関のネットワーク化に取り組む。
- ・ 真庭市落合人権・福祉センター：人権や同和問題に関する啓発活動の強化。啓発活動に使う資料は時代変化に合わせて作り変えている。
- ・ 鳥取市中央人権福祉センター：「生活していく上で困難を抱えること」は人権問題であると捉え、あらゆる相談に対応している。その結果、生活困窮者自立支援事業、重層的支援体制整備事業を実施することとなり、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止める体制を整備している。
- ・ 松江市立菅田会館：事業の工夫や事業としての関わり方の意識改革を職員で行っている。地域住民と触れ合う機会を職員が多く持ち、関係機関や相談事業につなげることを意識するとともに、職員のスキルアップを目指して研修への参加も積極的にしている
- ・ 高松市田村文化センター：相談事業は隣保館の要となる事業と考え、日常的な些細な相談から複雑化したものまで受け付けており、相談内容に応じて関係専門機関につなぐなど等、課題の解決にワンストップで対応している。行政の縦割りを超え、あらゆる相談に応じる「なんでも屋」として機能している。
- ・ 内子町うちこ福祉館：隣保館だけでなく学校教育の現場でも学習会が開催されている。しかし、参加者の減少、学校では多忙さゆえになかなか効果的に開催できないといった課題もある。
- ・ 九重町隣保館：人権課題の関心が薄いのは若年層が多いため、SNS や HP を活用して啓発していきたい。

上記の他、啓発活動や研修会を実施し、人権意識の向上を図る取り組みも積極的に行われている。具体例として、若年層への教育を強化するために SNS やホームページの活用を進めている地域もある。

さらに、地域内のネットワーク形成や関係機関との連携を強化し、地域全体での問題解決を目指しているケースも多かった。具体的には、高齢者に対しては百円モーニング等の地域交流事業が実施され、これを通して健康状態や困りごと等を把握し、地域福祉事業による支援につなげる取り組みが進んでいる地域もあった。また、人口減少・高齢化が著しい地方の農村部にある隣保館では、買い物支援や巡回相談等による支援が重視されていた。

(7) 自治体における地域福祉計画の有無とその内容

いずれの隣保館設置自治体においても地域福祉計画が策定され、地域福祉計画に人権課題の解決が位置づけられている。また、隣保館の役割が記載されているのは 7 自治体であった。

	地域福祉計画が策定されている	地域福祉計画に人権課題解決が位置付けられている	地域福祉計画に隣保館の役割が記載されている
菊川市立協和会館	○	○	
総持寺いのち・愛・ゆめセンター	○	○	○
和泉市ゆう・ゆうプラザ	○	○	○
たつの市立総合隣保館	○	○	○
真庭市落合人権・福祉センター	○	○	○
鳥取市中央人権福祉センター	○	○	○
松江市立菅田会館	○	○	○
高松市田村文化センター	○	○	
内子町うちこ福祉館	○	○	
九重町隣保館	○	○	○

隣保館の具体的な役割や位置付けが計画に明記されている 7 隣保館では、その範囲は地域交流の拠点や相談窓口としての機能を含むものとして位置づけられていた。隣保館の役割が明記されていないケースでは、隣保館を所管する部局と地域福祉計画を策定する部局が異なっていることが原因の一つとして挙げられていた。このため、隣保事業に関わる部局間の連携・協働の仕組みをつくっていくことが求められていると言える。

真庭市の地域福祉計画においては隣保館の役割は記載されていなかった。しかし、真庭市落合人権・福祉センターは以前から地域福祉に関わる事業を実施しており、また相談事業の延長で始めたひきこもり支援では社会福祉協議会や健康福祉部との連携ができあがっていた（図表 2-1 参考文献一覧 資料番号 13 227-230 ページ）。こうした取り組みを背景に、2022 年度に隣保館を所管している人権担当部署（生活環境部暮らし安全課）と健康福祉部との連携が強化され、2024 年度に制定された第 3 次地域福祉計画では 隣保館の役割が記載されるに至った。これは、人権担当部署と福祉担当部署との連携・協働の推進、そして地域福祉計画における隣保館の役割の記載への取り組みの好事例といえる。

なお、全国の地域福祉計画策定の隣保館設置自治体のなかで、地域福祉計画に隣保館の役割を記載している自治体は 23.8%（図表 2-1 参考文献一覧 資料番号 13 37 ページ）ときわめて低い状況にある。

（8）地域共生に向けた主な取組

① 各隣保館の取り組みとその成果・課題

各隣保館の地域共生に向けた取組として、以下が挙げられた。

・ 菊川市立協和会館

- 取組 1：生活相談や地域のちょっとした課題の相談。特に、買い物支援をきっかけに増えた高齢者

宅の訪問機会の増加により信頼関係ができ、身近な相談を気軽に受けられるようになっている。

成果：難しい相談ケースでは福祉課に相談し、行政機関と密な関係ができています。

- 取組 2：地域交流事業として「習字教室」を実施。周辺 6 区に会館だよりを配布したところ、近隣地域の子どもたちが 20 人ものたくさん参加するようになった。

成果：他地区からの参加が得られるようになって住民交流の場ができ、開かれたコミュニティセンターとして機能するようになっている。

・ 総持寺いのち・愛・ゆめセンター

- 取組 1：センターでは、様々な取組を NPO 法人や人権関係部局以外の部局（福祉、健康、就労、住宅、保育、教育等）等の多様な主体と連携しながら行っている点が特徴である。

成果：これにより、相談に対して結論を急がずご本人の気づきを尊重する支援や、伴走により相談者との信頼関係を築きつつ専門機関につなぐ支援等を行っている。相談員・職員間での情報共有を行い、相談者を困む人々も含めた総合的な支援についてチームとして検討し対応している。

展望：困りごとを起点とする「課題解決」のアプローチに加え、今後は地域住民の「したい」に対応できる相談支援の在り方も模索していきたい。

- 取組 2：地域住民の相互理解と交流促進を目的に、事業委託先である「みかん」と連携し多種多様な地域交流事業を展開。

成果：地域住民がセンターを知り、活用するきっかけとなっている。多様な情報に触れることが、住民の意欲を引き出すことにもつながっている。

展望：子どもや若者、外国人、非識字者、職を失った方等々、多様な住民が存在することをふまえ、センターの居場所としての機能を活用し、誰もが安心して参加し自分を表現できる場づくり、活躍できる機会づくりを行っていく。

・ 和泉市ゆう・ゆうプラザ

- 取組 1：和泉市人権協会（人権施策の推進を担う財団法人。大阪府ならびに府内各市にある）への委託による総合生活相談（人権相談・生活相談・就労相談・子どもの課題相談）として実施。また、さまざまな行政機関と連携する支援方策委員会を開催。

成果：複合的課題を持つ相談者が多く、相談を重ねることで課題の内容は広がっていくことが多い。そうした時に連携体制の中で幅広く対応ができる（包括的対応が可能となる）メリットがある。

- 取組 2：校区まちづくり協議会との連携により、多世代交流拠点施設の構築に向け協議を行っている。

展望：多様な取組の中で人権文化センターが「住民主体のきっかけづくり」をし、そのきっかけが実際に住民の中で活かしていただけるかについてしっかりモニタリングしていきたい。

・ たつの市立総合隣保館

- 取組 1：人権相談だけではなく、健康相談、生活相談等、幅広い相談に対応。

課題：被差別に関する相談は少ない。相談しやすい雰囲気づくりや隣保館の取組を更に周知していく必要がある。

➤ 取組 2：地域巡回事業の実施。

成果：高齢者やひきこもり相談があった方、隣保館来所で見かけなくなった方等を対象に実施。

➤ 取組 3：地域交流事業として、毎年 1 回隣保館祭りを開催し、小学校区全域の方に参加している。

成果：祭りを通して、生徒と住民が交流でき、一人ひとりが主役になれる場を提供できていると考えており、住民の主体的な社会参加を促す場となっている。

・ 真庭市落合人権・福祉センター

➤ 取組 1：地域交流事業として「200 円カフェ」を実施している。

課題：予算の関係で月 2 回開催から 1 回開催となったことが課題。

➤ 取組 2：年 10 回の隣保館デイサービスを実施。また、高齢者向けの運動支援を実施。

成果：運動支援は認知症予防にも役立っている。

課題：自分で隣保館まで移動できない高齢者が増え、高齢者の来館回数が減ってきていること。

➤ 取組 3：相談機能強化事業として実施しているひきこもり支援がある。

成果：支援は、健康福祉部をはじめとする行政機関や社会福祉協議会が関わるようになり、地域の NPO 法人との連携も実施しているところまできた。

課題：専門職人材の不足が課題である。連携先との人材交流等を進めたいが、実現は難しい。

・ 鳥取市中央人権福祉センター

➤ 取組 1：2015 年から生活困窮者自立支援機関の運営を開始。あわせて隣保事業として、小中学生を対象とした学習支援をし、相談にもつなげる事業（寄り添い型学習・相談支援事業）を実施。

成果：上記事業において、家庭で十分な食事がとれていない子どもがいることが明らかとなり、その後「地域食堂」として確立。また、参加している子どもやその保護者ならびに運営しているスタッフからの相談を聞き取り、関係機関と連携して継続的な世帯支援を実施。中央人権福祉センターは市役所総務部に設置されているため、行政内部での連携はしやすいと感じている。

➤ 取組 2：分館での地域住民を対象とした交流イベントや、高齢者を対象としたフレイル予防のイベント等を実施。隣保館がない地域における居場所づくりとして、社会福祉協議会等と連携して「地域食堂」の設置を進めている。

成果：「地域食堂」は、約 80%の小学校区で設置されている。地域住民の主体的な社会参加を促す取組にもつながっている。

・ 松江市立菅田会館

- 取組 1 : ふれあい祭り、地域の人権教育推進協議会とまちづくり会の研修会を兼ねて大きな研修会を開催。

課題：隣保館の相談事業が広く周知されていない。隣保館だよりや口コミで会館の相談事業を広めていただけており、そのおかげか会館への電話が増えつつある。

- 取組 2 : 地域の方から主体的に活動したいという声を踏まえて、地域の就労継続支援 B 型事業所等の主体的な活動を支援するためマルシェを行った。

成果：かなり多くの方が来場され、啓発につながった。

課題：事業所の関係者の家族や知り合いの来場が多く、広く地域の方々が来てくださるような工夫や PR の仕方が必要である。

- 取組 3 : 母親の孤立が課題となっており、ベビーマッサージ、会館喫茶につなげて母親同士や地域とのつながりができるように支援。また、会館利用者の固定化・高齢化が課題となっているため、県の隣保館活動支援事業を利用して世代間交流や、若者等の新しい利用者を取り込むために e スポーツを取り入れた。

・ 高松市田村文化センター

- 取組 1 : 相談事業の充実。相談事業は隣保館の要となる事業と考え、日常的な些細な相談から複雑化したものまで受け付けており、必要に応じて関係機関につないでいる。あらゆる相談に応じる「なんでも屋」として機能。

成果：保健師と連携し、地区の 65 歳以上の高齢者世帯を対象とした全戸訪問を実施。ケアマネジャーと連携し、利用者の状況把握や病院への付き添い、施設入所支援等。対応が難しいケースについては適切な機関につなぐ。

- 取組 2 : 小中学校や企業を対象に研修を実施し、隣保館や地域の実情への理解促進に努めている。「交流を通じた啓発」として、隣保館文化祭を通じた人権啓発等に取り組んでいる。

課題：開かれた施設としての認識が広まりつつあるが、高齢層を中心に、隣保館が被差別地域の人だけが利用できる施設であるという旧来の認識が残っており、これを打破することが課題。

- 取組 3 : 地域交流事業として、高齢者が集える場（百円モーニング、いきいき健康体操。カラオケ等）を提供し、あわせて安否の確認や日常生活の困り事の確認を行っている。

成果：地方部に暮らす高齢者が車もなく買物に行くことが難しい状況であることが分かり、移動スーパーを導入。

課題：当該事業を利用する高齢者（65 歳以上）を増やすため、今後は周知の仕方を工夫する必要がある。また、当該事業を担う人材（ボランティア人材）の育成も課題である。

・ 内子町うちこ福祉館

- 取組 1 : 年 3 回の人権講座

成果：町民アンケートでは「人権に関する相談をする場合の相談先」として「隣保館」の回答が多く、人権啓発のための施設として地域住民に広く認識されるに至っている。

課題：参加者の固定化も見受けられ、多くの住民に関心を寄せてもらうための施策の検討が課題。

- 取組 2：高齢者デイサービス事業として、機能回復訓練室の利用、健康体操、わいわい喫茶事業、健康講座、押し花教室等を実施。

成果：年間延 4,300 人と、多くの利用がある。

- 取組 3：地域交流事業として、子ども向け習字教室、一般の方向けの茶道教室や生け花教室等、多様な講座を実施。また、サークル向けの貸館事業も。このほか福祉館まつりも実施して、隣保館で人々が交流できる機会を提供。

成果：人口減少の中で、広く近隣地域からも参加していただけるようにしている。とくに、福祉館まつりは地域の垣根を超えた交流事業となっている。

・ 九重町隣保館

- 取組 1：町民を対象に隣保館人権学習会を年 4 回、講演会「人権を考える講演のゆうべ」、パネル展示（人権課題を説明するもの）を開催。「いのち・愛・人権フェスティバル」は町民に人権に係る取組を発表してもらう場になっている。

- 取組 2：巡回訪問による地域の人たちの困りごとに対応。

- 取組 3：要介護認定を受けていない高齢者を対象にしたデイサービスの実施。

成果：社会福祉法人等の参加。地区内外の方が多く隣保館に来訪し、隣保館について学んでいるだけでいることが成果。

- 取組 4：地域交流事業として、習い事を開催し、貸館事業も実施。貸館事業として詩吟教室や、社会福祉法人関係のほほえみ教室（介護予防教室）等で利用できるよう開放。投票所や避難所にもなっている。

② 取組内容の整理と成果、課題、展望

1) 取組内容

- ・ 人権課題や生活上の困り事等の相談事業を通して、当事者の課題を解決するとともに、人々が安心して暮らせる地域社会づくりを目指している。とくに、生活相談等をていねいに紐解いていくとその背後にさまざまな差別があることわかることも多くあり、また、本人の気づきを尊重する支援や、伴走により相談者との信頼関係を築きつつ専門機関につなぐ支援等、相談支援の質の向上に努めている隣保館が多い。
- ・ 地域交流イベント（隣保館祭りや地域食堂等）や人権啓発活動（啓発講座、広報誌の発行等）を定期的に実施して、部落問題の理解を深めてもらうとともに、さまざまな課題を抱える人々への理解を深める取り組みを実施している隣保館が多い。また、地域交流イベントでは、住民の主体的な参加を促すことにも力を入れている。
- ・ 高齢者向けの健康事業、子ども向けのプログラミング教室、親子向けの習字教室等、多様な教養講座を含む「地域のニーズ」に応じた様々な参加機会が提供されている。
- ・ ひきこもり支援、母親支援、こども支援、障害者支援等、多様な地域課題に取り組んでいる隣保館も見られる。

- ・ 地方の人口減少・高齢化の進んでいる地域にある隣保館では、巡回相談支援が重視されており、住民のニーズに応えた事業（買い物支援や移動スーパー等）に取り組んでいる。
- ・ なお、鳥取市中央人権福祉センターは、市が実施する重層的支援体制整備事業の実施拠点としての役割も担っている。

2) 取り組む中での成果と課題、及び展望

取組の成果として、相談支援の質的向上、隣保館の認知度の向上、住民の交流促進や地域の連帯感の向上、相談しやすい雰囲気醸成等が挙げられた。

一方で、参加者の固定化や減少、高齢者やひきこもりの支援が十分に行き届かない場合があるといった点が課題として複数の隣保館で認識されており、多様な住民へのアプローチが求められていることが明らかとなった。また、人口減少・高齢化の進む地域においては予算不足や人材不足等の状況がある中、隣保館だけでなく行政機関や地域住民のボランティアの参加による支援体制を構築することが課題となっていることも指摘された。

今後の展望として、多くの隣保館において、今後より広範な地域住民への周知・普及を図り、若者や新規参加者を積極的に取り込んでいくこと、また、地域の相談窓口としての役割をより強化し、多文化共生や人権課題の解決に向けた啓発活動を充実させていくことが目指されていた。こうした展望の実現に向け、新しい取り組みとして e スポーツの導入や若い世代の意見を反映したイベントの開催が検討されているケースもあった。また、地域交流事業については、地域住民の主体的な取り組みの推進をいかに進めるかが課題として取り上げられた。

既に隣保館事業として実施されてきた事業が、同和地区だけでなく周辺地域の住民を対象とし、事業によっては広く当該自治体の市民全体をも対象としていることから、地域共生に向けた取り組みはこの隣保館事業の延長上にあるものとして理解することができる。また、自治体による地域福祉計画に隣保館の役割が明記されることによって、自治体側からも隣保館が地域共生社会づくりにおいてはたず役割に大いに期待するところも多い。

(9) 隣保事業実施にあたっての自治体関係機関及び民間機関との連携状況

① 所轄部署以外の事業部署との連携

自治体内の多様な部署と連携し、地域課題の解決に向けた取り組みを進めている隣保館が多かった。例えば、教育委員会や健康福祉部、地域共生支援課等との連携が挙げられた。ひきこもり支援や地域交流をテーマに、複数の部署と協働することで包括的な支援体制を強化しているケースもあった。

② 隣保事業の推進にあたって連携している地域の団体

多くの隣保館で地域の社会福祉協議会や民生委員、地域包括支援センターと密接に連携し、地域住民を支援する体制が整えられていた。地域特性に応じて NPO 法人や大学と協力し、調査や教育活動を進めているケースもあった。特に地域交流事業や相談事業において、民間の知見を取り入れることが積極的に行われていた。

③ 連携関係を広げるための取組と課題

地域課題に対する包括的な対策として、多様な機関と連携を深める努力がなされていた。連携関係を更に強化、深化するため、情報共有や啓発活動を通じて関係機関の相互理解を深め、協働のあり方を前向きかつ

継続的に見直していく必要性も認識されていた。

(10) 隣保館という施設のあり方 改修・建て替えと施設複合化

隣保館の改修・建て替えについては、いくつかの隣保館で近年改修や建て替えが実施されていた。例えば、2023年に老朽化を理由に改築した事例、2018年や2020年に外壁や屋上の改修を行った事例があった。一方で、耐震診断の結果や施設の現状から、現状維持の方針をとる隣保館もあった。

施設複合化については、和泉市ゆう・ゆうプラザ、九重町隣保館は他団体も利用する複合施設、田村文化センターは子育て事業を行う複合施設となっていた。また、鳥取市中央人権福祉センターでは3つの事業体が1施設に統合される大規模な複合施設化が予定されていた。

<隣保館の改修・建て替え及び施設の複合的利用の状況>

- ・ 菊川市立協和会館：2017年の耐震診断の結果現状維持となり、改修並びに建て替えの予定はない。
- ・ 総持寺いのち・愛・ゆめセンター：2021年、外壁改修・屋上防水・空調設備更新を実施。
- ・ 和泉市ゆう・ゆうプラザ：2032年完成の完全な建て替えが予定。多世代交流施設となる予定。建物の一角が共用スペースとなっており、和泉市人権協会をはじめ市内の団体が活用できる場となっている。
- ・ たつの市立総合隣保館：2023年に老朽化を理由に改築を実施。
- ・ 真庭市落合人権・福祉センター：具体的な検討には至っていない。
- ・ 鳥取市中央人権福祉センター：2018年に屋上防水、2020年に外壁改修、2025年に内部改修を実施。隣保館や地域の施設の運営の効率化に向け、2027年には河原コミュニティセンターと社会福祉協議会、人権福祉センターの3つの機能を統合するための改修を行う予定。
- ・ 高松市田村文化センター：2017年に大規模改修を行い、これをきっかけに子育て事業をスタートさせた。改修前から児童館の機能を持った複合施設であったが、保育園や幼稚園に通っていない保護者や子どもを孤立させないために、この事業をスタート。テニスコートを、防災時の対応も考慮して多目的広場につくり変えた。
- ・ 内子町うちこ福祉館：2024年に改修事業。老朽化したトイレを洋式に改修し、多機能トイレも設置。
- ・ 九重町隣保館：2026年3月完成予定で改修を実施。1階に、「たんぼぼの会」という知的障害者育成会が入っており、パンや手作り品の販売を行っている。

(11) 隣保館による地域共生に向けた取組を推進するにあたっての課題と展望

① 地域住民にとっての隣保館の存在意義

隣保館は、地域の居場所、相談の場、交流の場として重要視されていた。また、災害時の避難場所として役立つことを期待されているケースもあった。地域住民にとって日常生活における「頼れる場所」であると同時に、「行政との橋渡し役」も果たしており、その存在意義が住民の中でも認知されていた。

特に人口減少、高齢化が著しい地方の地域においては、地域住民の生活維持にとって隣保館は必要不可

欠な存在となっていた。

<地域住民にとっての隣保館の存在意義に関する主な回答>

- ・ 菊川市立協和会館：地域の居場所、困ったときの頼れる場所。市の指定避難場所ではないが災害時の避難場所、地域住民と行政との橋渡し役。
- ・ 総持寺いのち・愛・ゆめセンター：「あそこに行けば何とかなる」「話を聞いてくれる」という意識が根付いている。
- ・ 和泉市ゆう・ゆうプラザ：地域住民の福祉や人権の啓発拠点、住民の交流等を総合的に行う開かれたコミュニティセンター。
- ・ たつの市立総合隣保館：地域の方の交流の場。支援を必要とする方の社会福祉施設、地域の方が人権に関して一緒に学習できる場。
- ・ 真庭市落合人権・福祉センター：地域住民がいつでも寄れる居場所、災害が起こった時の避難場所、相談しやすい。
- ・ 鳥取市中央人権福祉センター：増えている制度の狭間で課題を抱えている人への対応をしっかりと行っていくこと。
- ・ 松江市立菅田会館：居場所、交流の場、相談の場、研修の場。
- ・ 高松市田村文化センター：隣保館をよく利用される方にとって身近な存在、何か困り事があった場合には頼ることができる施設。
- ・ 内子町うちこ福祉館：「さまざまな人権相談なら福祉館へ」と考える住民が多い。
- ・ 九重町隣保館：困ったことがあれば相談する先。

② 今後取組を展開していく際の課題

少子高齢化や過疎化による人材不足、参加者の固定化が多くの隣保館に共通する課題として挙げられていた。特に、若い世代の参加促進が要視されていた。また、多様な背景やニーズを持つ相談への対応は一機関だけでは難しいことがあり、多様な機関との連携が引き続き求められていることが改めて示された。

③ 隣保館で今後取り組みたいこと、展望・ビジョン

人権課題を抱える方を含めて、より多くの地域住民に隣保館を利用してもらい、地域の福祉向上と人権啓発の拠点としての役割を強化したいと考える隣保館が多かった。加えて、地域課題への取組にも意欲が示され、例えば空き家の活用や、住民主体の地域食堂等を通じて、地域活性化や多世代交流を促進する取り組み等も検討されていた。

こうした取組を積極的に推進するため、隣保館の情報と活動内容の発信を強化し、地域社会との連携をより広範にする動きも確認された。具体的な形として、「隣保館だより」やさまざまなイベント情報等をオンラインで情報発信する取組、県内外の隣保館との情報共有等が実施されていた。

<今後取り組みたいこと、展望・ビジョンに関する主な回答>

- ・ 菊川市立協和会館：若い世代が地区に戻ってきやすい環境づくりが今後重要。増えている空き家の活用、魅力ある地域づくりに貢献したい。
- ・ 総持寺いのち・愛・ゆめセンター：被差別マイノリティの当事者がエンパワメントされていくように、安心感や信頼感のもとに事業を進めていきたい。
- ・ 和泉市ゆう・ゆうプラザ：人権問題の解決に向けた教育啓発をさらに充実させ、同和問題だけでなく、男女差別やハラスメント、インターネット上の差別の書き込み等に対応していく。
- ・ たつの市立総合隣保館：より多くの地域の方に足を運んでいただきたい。
- ・ 真庭市落合人権・福祉センター：個室相談室等、相談がある方が相談しやすい場作りをしていきたい。
- ・ 鳥取市中央人権福祉センター：少子高齢化が進む中で、9カ所の人権福祉センターを現状のまま維持することは難しい。センターの数が減っても、今まで各センターが果たしてきた役割を中央人権福祉センターが継続して果たせる仕組みづくりを検討する必要がある。
- ・ 松江市立菅田会館：利用しやすい雰囲気づくり（職員の気配り・声かけ・来やすさの向上）、研修・啓発の充実（住民ニーズ・講師選定・ジャンルの最適化）、連携のさらなる拡大（関係機関の事業参加促進、PR強化）を目指したい。
- ・ 高松市田村文化センター：地域住民や民間団体が主体となって地域食堂やこども食堂を作りしたい。
- ・ 内子町うちこ福祉館：子育て世帯支援として、近隣の保育園や子育て支援センターとの連携事業を検討。地域の外国人（技能実習生等）との交流も検討している。
- ・ 九重町隣保館：インターネット上の当該地区等への差別的書き込みについてのモニタリングを強化したい。

第5章 本調査研究の総括と今後の展望

1. 課題と今後の在り方

本調査研究の結果を踏まえ、地域共生社会の実現に積極的に取り組む隣保館が直面している現状や課題を整理し、今後の在り方を以下の通り検討する。

(1) 人権課題へのアプローチの拠点

多くの地域において、明確に「部落差別に関する相談」として把握される件数は減少している。一方で、被差別部落出身者や被差別マイノリティからの相談について、その背景を深掘りしていくと、差別が根本的な要因となっているケースが一定数存在していることが明らかとなった。即ち、表面上は生活相談として現れていても、その根底には差別による生きづらさの積み重ねがあると考えられる。併せて、同和地区の住民を中傷するような情報がインターネットにおいて拡散されている現状もあることがわかった。

このような現状を踏まえると、地域の現状に応じた部落差別に対するアプローチは引き続き必要であり、生活上の相談だけでなく、人権に関わる相談に対応できる隣保館の役割は今後も重要になる。特に差別に関する相談は表面化しづらい点を考慮すると、隣保館職員は、相談内容から、相談の根本にある課題を見抜く力（相談者の語りを読み解く力）を一層高めていく必要がある。事例調査からも、隣保館が住民にとって安心して頼ることができる象徴としての役割を果たしてきたことがわかっており、引き続き、地域住民の拠り所として機能していくことが期待される。

あわせて、こうした課題の解決は、その当事者が安心して尊厳ある暮らしを維持していくための地域社会の創出と深く関係していることも十分に認識する必要がある。

(2) 多機関との連携・協働による支援体制

隣保館が受ける相談は、部落差別に限らず多岐にわたっていることが確認された。外国人差別、性差別、孤独・孤立問題、生活困窮、ひきこもり、単身世帯の増加等、地域生活課題は複雑化しており、多様な機関との連携が必要なケースも増加している。

「隣保館設置運営要綱」によれば、隣保館が行う相談事業は「地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う事業」として定義されており、隣保館はこれまでも基本的な事業の一つとして、住民が抱える様々な生活上の課題に対する相談に対応してきたと推測される。事例調査からも、多くの隣保館が住民のあらゆる相談に対応していたことが確認できた。

一方で、複雑化している住民の課題を隣保館のみで解決することは難しい。そこで、隣保館においては、これまでの経験やノウハウを活かし、地域の専門機関やNPO等とも連携・協働しながら、地域の総合相談機関としての機能を引き続き発揮していく必要がある。

(3) 住民主体による地域づくりの推進

事例調査から、地域交流イベントや人権啓発活動を定期的に行っている隣保館が多く、住民同士の交流や住民が主体となって活動する場として隣保館が機能していることが確認された。同時に、参加者の固定化や減少が見られる地域があることも明らかとなった。

地域共生社会の実現には、住民主体の取組が推進されることが重要である。そこで、隣保館においては、引き続き地域住民が主体的に活動できる場づくりを積極的に行うことが期待される。特に少子高齢化が進む中では、若者が積極的に参加できる場を検討することが肝要である。

(4) 防災拠点としての機能

近年、自然災害が頻発する中で、隣保館が地域住民の状況把握を実施したり、避難拠点として公式に位置付けられていなくとも緊急時の避難先として機能しているケースがあることが確認された。隣保館は、災害時においても地域住民から認知され、頼られる存在となっているといえる。

近年の自然災害の多さを踏まえると、防災拠点としての機能を担うことができる施設は地域にとって貴重な資源となる。そこで、隣保館においても、防災拠点としての機能を発揮できるような施設整備や役割の整理を進めていくことが望まれる。

(5) 福祉部局との連携強化

地域共生社会の実現に向けて隣保館がその役割を発揮するためには、各自治体の地域福祉計画等において隣保館の役割が明記されていることが望ましいが、対応は自治体ごとに差異が見られた。役割が明記されていないケースでは、隣保館を所管する部局と地域福祉計画を策定する部局が異なっていることが一因として考えられていた。

このため、地域共生社会の実現に向け、隣保館及び所管部局から福祉部局をはじめとする関係部署に対して、隣保館が果たすことのできる役割や機能について積極的に発信し、隣保館を含む関係部局間の連携を強化していく必要がある。

2. 今後の展望

隣保館はこれまでも、地域の総合相談窓口として、同和問題をはじめとする地域住民が抱える多様な生活課題に対応してきた。とりわけ、人口減少・高齢化が進む地域においては、その存在意義は大きい。加えて、地域交流事業等を通じて、地域住民同士の交流促進や、住民が主体となって活躍できる場づくりにも積極的に取り組んできている。こうした背景から、地域共生社会の実現に向けて隣保館が果たし得る役割は大きく、包括的な支援体制の整備を担う市町村にとって隣保館は重要な地域資源の一つであると言える。

一方で、隣保館を所管する部署が人権政策部局である場合には、福祉部局との連携が十分に図られず、縦割りの状態のまま部局単位で地域共生社会の実現に向けた取組が進められているケースも見受けられる。このため、特に市町村の福祉部局においては、隣保館が担う役割や機能について幅広く理解を深め、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業について、隣保館と連携・協働して取り組むことを検討する等、隣保館を重要な地域資源の一部として位置付けた上で、包括的な支援体制を整備していくことが期待される。

また、隣保館においても、地域共生社会の実現に向けて自らが果たし得る役割を整理した上で、福祉部局や地域の関係者との連携を図る必要がある。例えば、隣保館が実施している各種事業について、その効果を検証し、その結果を踏まえて事業内容を改善・充実させることが重要である¹。あわせて、隣保館として実施している取組やその成果について、対外的にも積極的に発信していくことが求められる。

さらに、「地域共生社会」とは、「支え手」や「受け手」といった一方向的な関係を超越、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともに創っていく社会を目指すもの²である。この考え方を踏まえると、差別を受けている人やマイノリティの人々がエンパワメントされ、地域の中で主体的に活躍する意欲を持てるようになることが、地域共生社会の実現においてきわめて重要である。そのため、隣保館においては、こうした理念を念頭に隣保事業を設計・展開していくことが期待される。

以上のように、本調査を通じて、地域共生社会の実現にあたり隣保館が果たす役割はきわめて大きいことが明らかとなった。しかしながら、本調査は、地域共生社会に資する取組を積極的に行っている隣保館の一部を対象に実施したものであり、全国の隣保館の状況を網羅的に把握するものではない。このため、今後は全国の隣保館を対象とした実態調査を国が実施し、地域共生社会の実現に向けて隣保館が果たす具体的な機能をより詳細に整理するとともに、隣保館がその機能を十分に発揮する上での課題や障壁を明らかにしていく必要がある。

以上

¹ この手法として、PDCA サイクルや AAR サイクルといったものがあり、こうした手法を今後活かしていくことも必要となるだろう。

² 「地域共生社会の実現に向けて」（厚生労働省ホームページ）参照（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html>）

あしがき 一 本報告書の作成を終えて一

今日、地域福祉や地域共生は、国の重要施策の一つであるとともに、社会福祉の実践と研究の領域において中心的な課題となっている。こうしたなかで、厚生労働省は 2018 年 3 月の『社会・援護局関係主管課長会議資料』において、「隣保館等が関係機関の一つとして、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有している」「隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取り組みも地域生活課題の一つとして考えられる」とし、自治体における地域福祉計画の策定や包括的支援体制整備において、こうした視点に留意することを求めた。本報告書の課題である「地域共生社会の実現に向けた隣保館のあり方に関する研究」は、まさにこれら 2 つの視点が実際に隣保事業によってどのように取り組まれているかを明らかにするとともに、さらに隣保事業の推進が地域共生社会の実現に今後どれほど寄与しうるのかを検証するための素材として位置付けられているものと理解できる。

しかし、これら 2 つの視点が強調された背景には、多くの隣保館設置自治体において、隣保館の役割はなによりも人権課題の解決を担う組織であるという理解、またこれと関連して人権課題解決と地域生活課題の解決・地域福祉は異なったものとの捉え方が広まっていたことがある。このような状況のなかで、今回、厚生労働省が隣保事業の実態調査を実施したことはきわめて重要な意味をもつだろう。なお、厚生労働省が隣保事業について実施した調査には、全国の隣保館を対象に実施した 2004 年の「隣保館運営事業実態調査報告書」があり、今回の調査は 2 回目の調査となる。

本調査のアンケート並びにヒアリング調査で回答をいただいた 10 の隣保館においては、これらは相互に作用し合う取り組みであり、これらを一体的に捉え実践することによって地域共生社会が実現されるとの観点で隣保事業に取り組んでいる。その意味で、本調査の対象となった 10 館は、特色ある人権課題への取り組みと地域福祉の実践に積極的に取り組み、地域共生社会づくりの主体として注目すべき存在だと言えるだろう。この点を明らかにしたことが、本調査事業の最大の成果だと言ってよいだろう。その意味で、これらの隣保館は先進事例と言って過言ではない。

しかし、全国の多くの隣保館のなかには、同様に注目すべき事業を実施している隣保館及び設置自治体がまだまだたくさんある。そうした隣保館にも今後注目していくことが求められる。しかし、他方には事業の継続が難しくなっている隣保館もあると聞く。とりわけ、人口減少・高齢化が進んでいる地域における隣保館の事業をどう支えていくのかが、喫緊の課題である。こうした隣保館の調査もまたしっかりと取り組むことが求められている。

さらに、全国を見渡すと、隣保館設置自治体の政策方針として、事業種目を限定して、相談事業のみの実施に絞ったり、貸館事業に特化する隣保館がある。また、隣保館の廃止を決めた自治体もある。これらによって、身近で信頼できる相談先と地域での居場所を失い、地域社会が疲弊しかねない状況が生じているところもある。こうしたことから、地域共生社会づくりにおける隣保館の役割をあらためて検討することは、きわめて重要なことであるだろう。

最後に、本調査に協力をいただいた隣保館と隣保館設置自治体の皆さんに心からお礼を申し上げる。

私たちは、これらの活動から何を学び、それを、全国の隣保館はもちろん広く地域共生社会づくりを担う自治体、民間団体の取り組みにどのように活かしていくのかが問われている、そして、厚生労働省には、この調査研究成果を新たな政策づくりに活かしていただけることを期待したい。

検討委員会委員を代表して 座長 福原宏幸

【参考資料】

(別紙) 地域共生社会の実現に向けた隣保館の取組事例集

この事業は令和 7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
(社会福祉推進事業分) により実施したものです。

**地域共生社会の実現に向けた隣保館の
在り方に関する調査研究事業**

令和 8 (2026) 年 3 月発行

株式会社NTTデータ経営研究所
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル 9 階
TEL 03-5213-4110 (代表) FAX 03-3221-7022

不許複製